

審議項目 2 関係資料

(地方行政のデジタル化の現状と動向について)

第3 3次地方制度調査会の審議項目

1. 地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として、何を捉えるべきか。

- デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響とその課題について、住民からの視点も踏まえ、どのようなものが考えられるか。
- 新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因について、どのようなものが考えられるか。
- ポストコロナの経済社会において、人口減少・高齢化等の人口構造の変化やこれに伴う資源制約、感染症等の事態への機動的な対応をはじめ、地域社会や地方行政に生じることが見込まれる変化・課題として、どのようなものが考えられるか。
- 以上について、個別分野の法令・制度に係る課題を踏まえつつも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきものとして、どのようなものが考えられるか。

2. 1を踏まえ、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。

- 国と地方の役割分担のあり方について、どのように考えるか。国に求められる役割、地方公共団体に求められる役割として、これまでの考え方を改めて整理、再定義した方が良い点、見直すべき点があるか。
 - ・ 例えば、非平時においては、平時と異なる考え方で役割分担を整理すべきか。あるいは、非平時への対応は、役割分担の考え方とは別に考えるべきか。
 - ・ 国と地方の具体の事務に係る、必要なリソースの確保や情報の把握・共有のあり方について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体との間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。
 - ・ 国に求められる役割を發揮するため、国が地方公共団体に対して関わる方策や、地方公共団体の実情を的確に把握するための方策について、どのように考えるか。
 - ・ 国と地方の相互のコミュニケーションや協議のあり方、国の施策に対する地方公共団体の意見反映のあり方について、どのように考えるか。
- 広域の地方公共団体としての都道府県に求められる役割や、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体としての市町村に求められる役割及びその役割分担のあり方について、どのように考えるか。
- 地方公共団体相互間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。
 - ・ 大都市圏における都道府県を越えた広域的な課題への対応を円滑に行うための方策について、圏域内の大都市の役割を含め、どのように考えるか。
 - ・ 地方圏を含め、都道府県単位で広域的な対応が求められる場合や都道府県による市町村の補完・支援が必要な場合における、都道府県と大都市を含む市町村との連携・協力について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点において、デジタル技術の活用のあり方について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点において、住民、コミュニティ組織、NPO、企業など地域社会を支える多様な主体に期待される役割や、公共私連携・協力のあり方について、どのように考えるか。

3. 2のほか、「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか。

- 地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方について、どのように考えるか。

- 1. 地方行政のデジタル化に関連する全体の動き**
2. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
3. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

地方行政のデジタル化関連法制の動向

1. マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））

(1) マイナンバーによる情報連携

マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報の連携を行うことにより、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）の提出省略を可能に

(2) マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載し、官民の様々な用途に利用可能。オンラインでの安全・確実な本人確認が可能に

(3) マイナポータル

① スマホやパソコン等から行政サービスの検索やオンライン申請・届出等が可能

② マイナンバーに対応して行政機関が保有する自己情報の取得等が可能。この自己情報の取得の機能について、民間でも利用できるようAPIで提供

2. デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号））

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）を改正したもの（令和元年12月施行）

(1) デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

デジタルファースト（個々の手続・サービスが一環してデジタルで完結する）、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則とする

(2) 行政手続のオンライン原則、添付書類の省略

法令に基づく申請等は、オンラインにより行うことができる規定を整備し、オンライン化実施を原則化（地方自治体の条例に基づく申請等は努力義務）行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備

3. 地方公共団体情報システム標準化法（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号））

地方公共団体の基幹業務システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求めるもの

4. 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第27号）により改正したもの（地方関係の規定は、令和5年4月1日施行）

団体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体がある等の指摘（いわゆる「2000個問題」）等の要請から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定。

5. その他

デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 等

自治体DX推進計画等の概要

自治体DX推進計画の趣旨

- 『デジタル・ガバメント実行計画』（R2.12）の各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国の支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定。その後、『骨太の方針2022』において「自治体DX推進計画改定により、…地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』『デジタル田園都市国家構想基本方針』（令和4年6月閣議決定）において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（同10月閣議決定）等の策定や、デジタル人材の確保・育成に関する自治体の取組状況を踏まえ、令和5年1月、自治体DX推進手順書のバージョンアップを実施。

自治体DX推進計画（2022.9改定）

※計画期間：2021.1～2026.3

■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組み（スケジュール策定等）
- ④ 都道府県による市区町村支援

■重点取組事項（※）自治体の業務システムの改革

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ② マイナンバーカードの普及促進
 - ・2022年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指し申請・交付促進等
- ③ 行政手続のオンライン化
 - ・住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に
- ④ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進
 - ・②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2023.1改定）

■自治体DX全体手順書（2023.1改定）

- ・DXを推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理
 - ステップ0：認識共有・機運醸成
 - ステップ1：全体方針の決定
 - ステップ2：推進体制の整備
 - ステップ3：DXの取組みの実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2023.1改定）

- ・自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2023.1改定）

- ・自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの

■参考事例集

- ・DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2022.9改定）

- これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各団体の事業概要を写真やイラストとともにまとめたもの。令和4年9月、取組に至った経緯・課題意識、活用した国等の支援制度等を盛り込むバージョンアップを実施。 4

1. 地方行政のデジタル化に関連する全体の動き
- 2. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化**
3. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

第32次地方制度調査会答申（令和2年6月）（抄）

第2 地方行政のデジタル化

2 地方行政のデジタル化と国の役割

追加的な処理のための費用が低廉であるデジタル技術の特性や官民を通じてICT人材が不足する状況を踏まえれば、**地方行政のデジタル化について、組織や地域の枠を越えた連携を様々な形で推進することが求められており、国の果たすべき役割は重要性を増している。**

そのため、**国には、共通して活用可能な基盤やツールの提供、条件不利地域も含めた地域におけるデジタル化に必要なインフラの整備促進を早急に進めていくことが求められる。**このことは、地方公共団体が即応性、柔軟性を求める住民の期待に応え、迅速かつ確な行政サービスを実現することにも通じる。（略）

国が、地方行政のデジタル化の推進について一定の役割を果たす場合、例えば、国が直接、基盤となる制度や情報システムを提供することから、地方公共団体が情報システムを調達することを前提にその標準化を国が進めること、情報システムの共同利用について財政的支援を行うこと、地方公共団体の求めに応じて専門人材を派遣することまで、様々な手法があるが、地方公共団体の自由度への影響の大きさはそれぞれ異なる。

したがって、**地方公共団体の事務の標準化・統一化の必要性や地方公共団体の創意工夫が期待される程度に応じて、国は適切な手法を採るべきである。住民基本台帳や税務など、多くの法定事務におけるデジタル化は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等の必要性が高いため、地方公共団体の情報システムや事務処理の実態を踏まえながら、一定の拘束力のある手法で国が関わるのが適当と考えられる。**他方、**地方公共団体が創意工夫を発揮することが期待され、標準化等の必要性がそれほど高くない事務については、奨励的な手法を採ることが考えられる。**（略）

3 取組の方向性

住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、**標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。**

また、法令でほとんどの事務が定められており、**観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さい**と言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、**システムの機能要件やシステムに関係する様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。**（略）

地方公共団体の情報システムの標準化

標準化法：「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（令和3年9月施行）

標準化法制定前

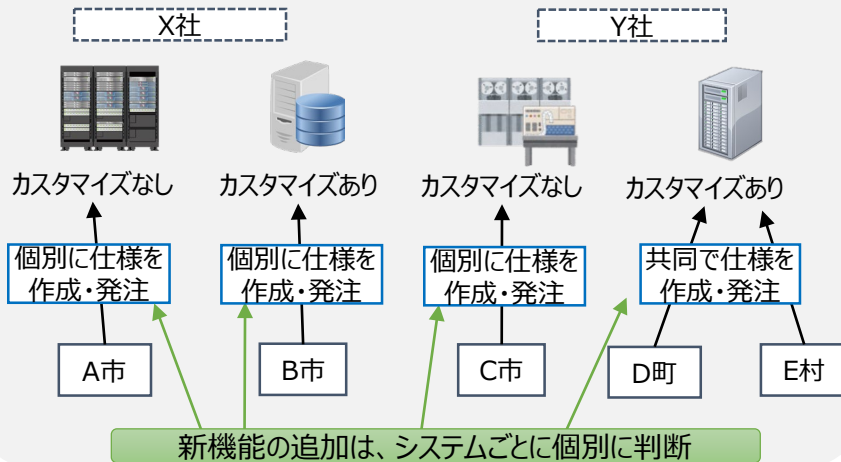
地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われている

- ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
- ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
- ・ 住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**

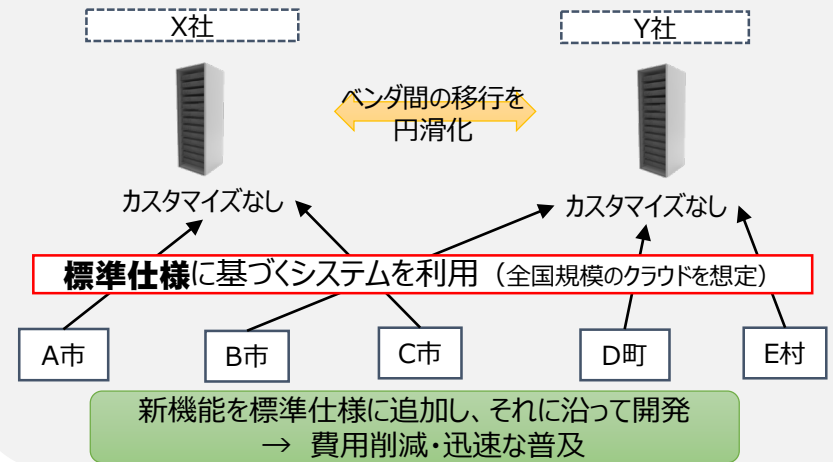
標準化法制定後

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**標準化の対象となる事務（※1）を特定**
- ・ 地方公共団体が標準化対象の事務処理に利用する**情報システムは、標準化のための基準に適合することが必要（※2）**
- ・ 標準化対象業務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象業務以外の事務を処理するために**必要な最小限度の追加等が可能**

<現状>



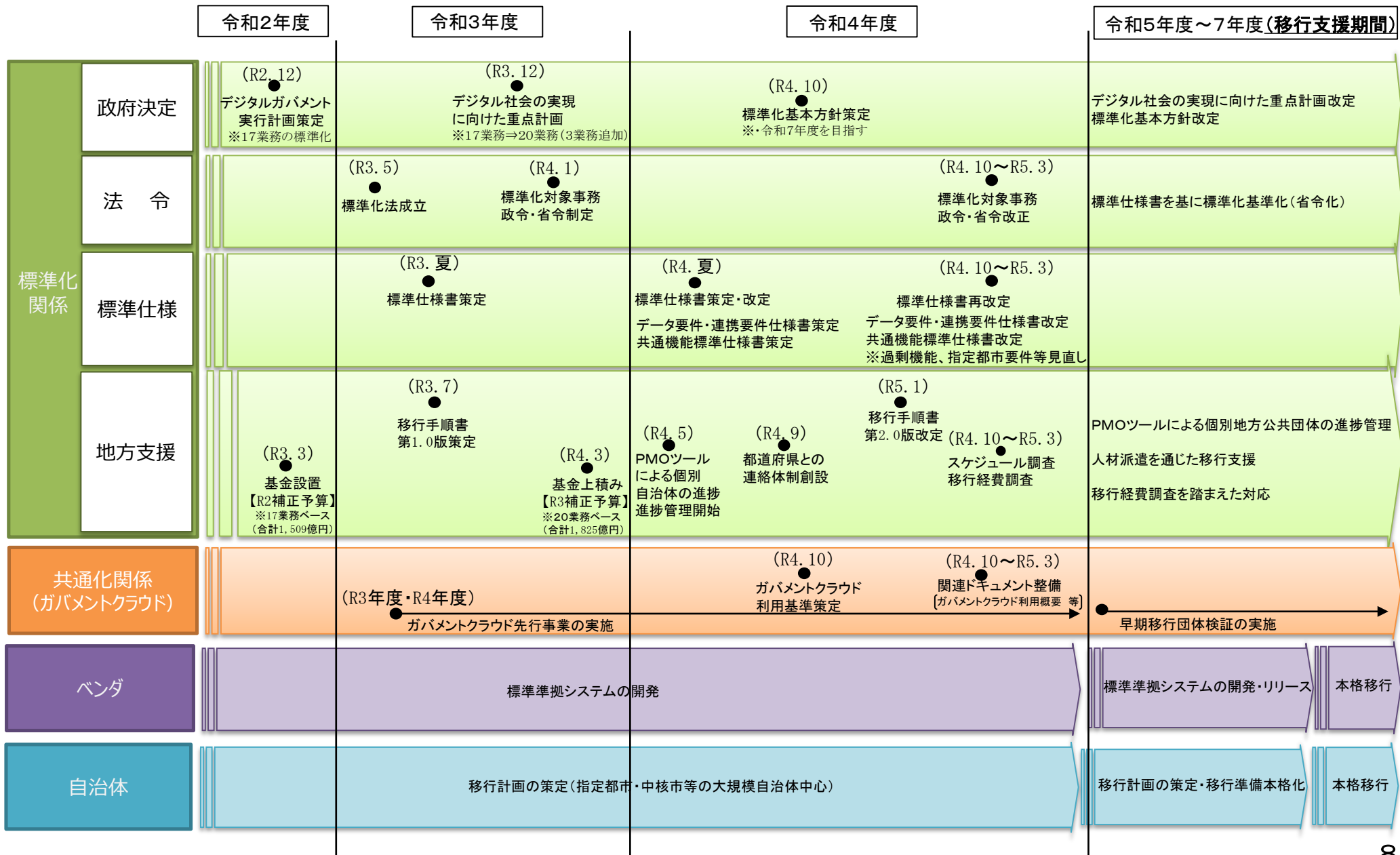
<標準化後>



※1 **20業務**（児童手当、子ども・子育て支援、住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当）

※2 **令和7年度までに、基準に適合した情報システム（標準準拠システム）への円滑な移行を目指す**

地方公共団体の情報システム標準化・共通化に係る全体スケジュール



標準化の取組における地方公共団体の意見反映（法令等）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）

第二章 基本方針

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～五（略）

3 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 **内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならない。**

5（略）

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 標準化基準等

（地方公共団体情報システムの標準化のための基準）

第六条 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要なとされる機能等（前条第二項第三号イからロまでに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2（略）

3 **所管大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからロまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2（略）

3 **内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

【参考】地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 **標準化対象事務を定める政令の制定等に当たっては、地方自治法に基づき、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織である地方三団体に対し情報提供するとともに、意見聴取するほか、有識者からも意見を聴くなど、地方公共団体の意見を最大限尊重すること。**

二 地方公共団体の利用する情報システムは、地方公共団体が構築することが基本であり、その整備・管理の方針についても地方公共団体が策定すべきものであることに鑑み、**国による基本方針の策定に当たっては、地方三団体に加え、その他の地方関係団体等とも十分な調整を行った上で、地方公共団体の実情に即したものとすること。**

三（略）

四 **標準化基準の策定・変更にあたっては、全ての地方公共団体や関係事業者の意見を丁寧に聴取するとともに、情報システムの運用実態を踏まえたものとなるよう、標準化対象事務に従事している職員及び情報システムを担っている職員等の意見を聴取するなど、関係者の幅広い意見を十分に反映したものとすること。また、標準化基準の検討状況について、逐次公表すること。**

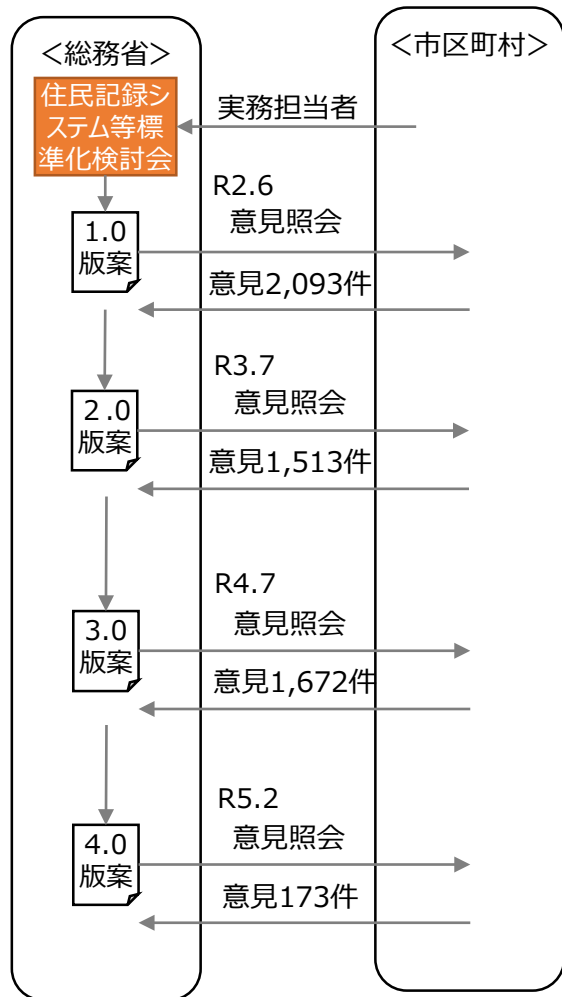
五～十五（略）

標準化の取組における地方公共団体の意見反映

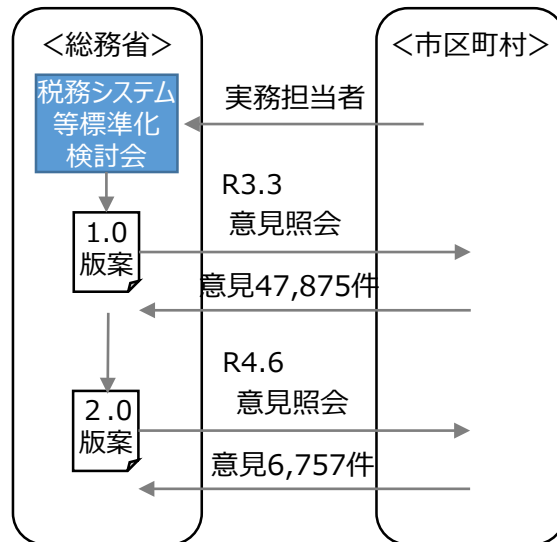
- 各制度所管省庁が、地方自治体の実務者、ベンダー、有識者で構成する検討会を開催し、地方公共団体と対話しながら標準仕様書の案を作成し、当該案を、全市区町村に意見照会。市町村からの意見を検討会において検討を深め、標準仕様書の完成度を高めた。

【総務省所管業務における意見反映の状況】

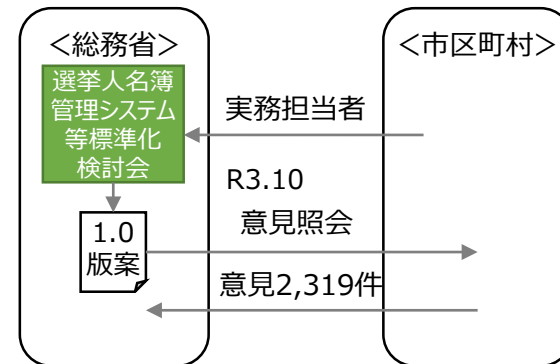
住民記録システム



税務システム



選挙人名簿管理システム



【参考】各業務システムの標準仕様書における意見数

	1.0版	2.0版	3.0版	4.0版	小計
住民記録システム	2,093	1,513	1,672	173	5,451
印鑑登録システム	1,173	500	32		1,705
戸籍附票システム	699	4			703
地方税務システム（5税目）	47,875	6,757			54,632
選挙人名簿管理システム	2,319				2,319

情報システムの標準化・共通化に係る進捗状況の把握・情報提供等（標準化PMO）

- 令和7年度までに、全ての地方公共団体が標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）へ円滑に移行することができるよう、各団体における標準化・共通化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、情報システムの標準化・共通化のために必要な助言や情報提供等を行い、もって、標準化・共通化の取組の加速化・円滑化を図る。

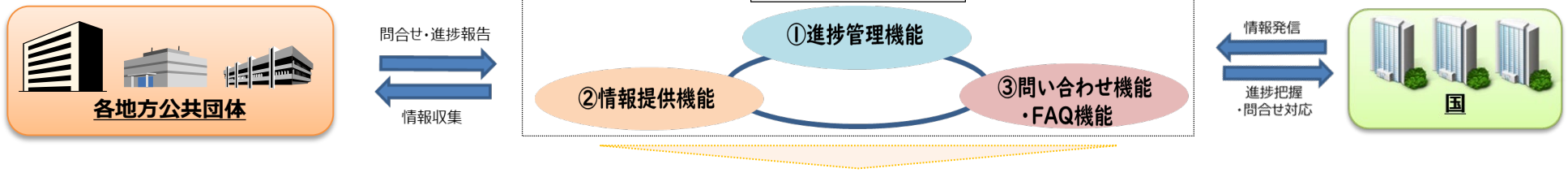
<参考> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号） 抄

（国の措置等）

第九条（略）

- 2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県は、市町村（特別区を含む。）に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【標準化PMOイメージ】



①進捗管理機能

40ステップ	
1	標準化方針の策定
2	標準化対象業務の抽出
3	標準化対象業務の整理
4	標準化対象業務の優先順位付け
5	標準化対象業務の洗い出し
6	標準化対象業務の整理
7	標準化対象業務の優先順位付け
8	標準化対象業務の洗い出し
9	標準化対象業務の整理
10	標準化対象業務の優先順位付け
11	標準化対象業務の洗い出し
12	標準化対象業務の整理
13	標準化対象業務の優先順位付け
14	標準化対象業務の洗い出し
15	標準化対象業務の整理
16	標準化対象業務の優先順位付け
17	標準化対象業務の洗い出し
18	標準化対象業務の整理
19	標準化対象業務の優先順位付け
20	標準化対象業務の洗い出し
21	標準化対象業務の整理
22	標準化対象業務の優先順位付け
23	標準化対象業務の洗い出し
24	標準化対象業務の整理
25	標準化対象業務の優先順位付け
26	標準化対象業務の洗い出し
27	標準化対象業務の整理
28	標準化対象業務の優先順位付け
29	標準化対象業務の洗い出し
30	標準化対象業務の整理
31	標準化対象業務の優先順位付け
32	標準化対象業務の洗い出し
33	標準化対象業務の整理
34	標準化対象業務の優先順位付け
35	標準化対象業務の洗い出し
36	標準化対象業務の整理
37	標準化対象業務の優先順位付け
38	標準化対象業務の洗い出し
39	標準化対象業務の整理
40	標準化対象業務の優先順位付け

標準化に係る進捗について、標準化対象の**20業務ごとに40のステップ**に分け、各地方公共団体が状況を毎月報告。



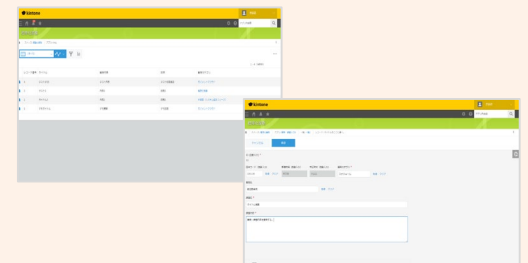
標準化に係る進捗状況について、**グラフや数字等により一目で状況を把握**できるよう工夫。市町村単位や都道府県単位で進捗状況の確認が可能。

②情報提供機能



国における標準化に係る基本方針や各種標準仕様書、その検討状況等について、当該ツールから**一元的に情報提供**。

③問い合わせ機能・FAQ機能



標準化に係る質疑や課題の報告等について、当該ツールから**一元的に問合せ**可能。頻出する問合せ等については、FAQとして取りまとめ、共有。

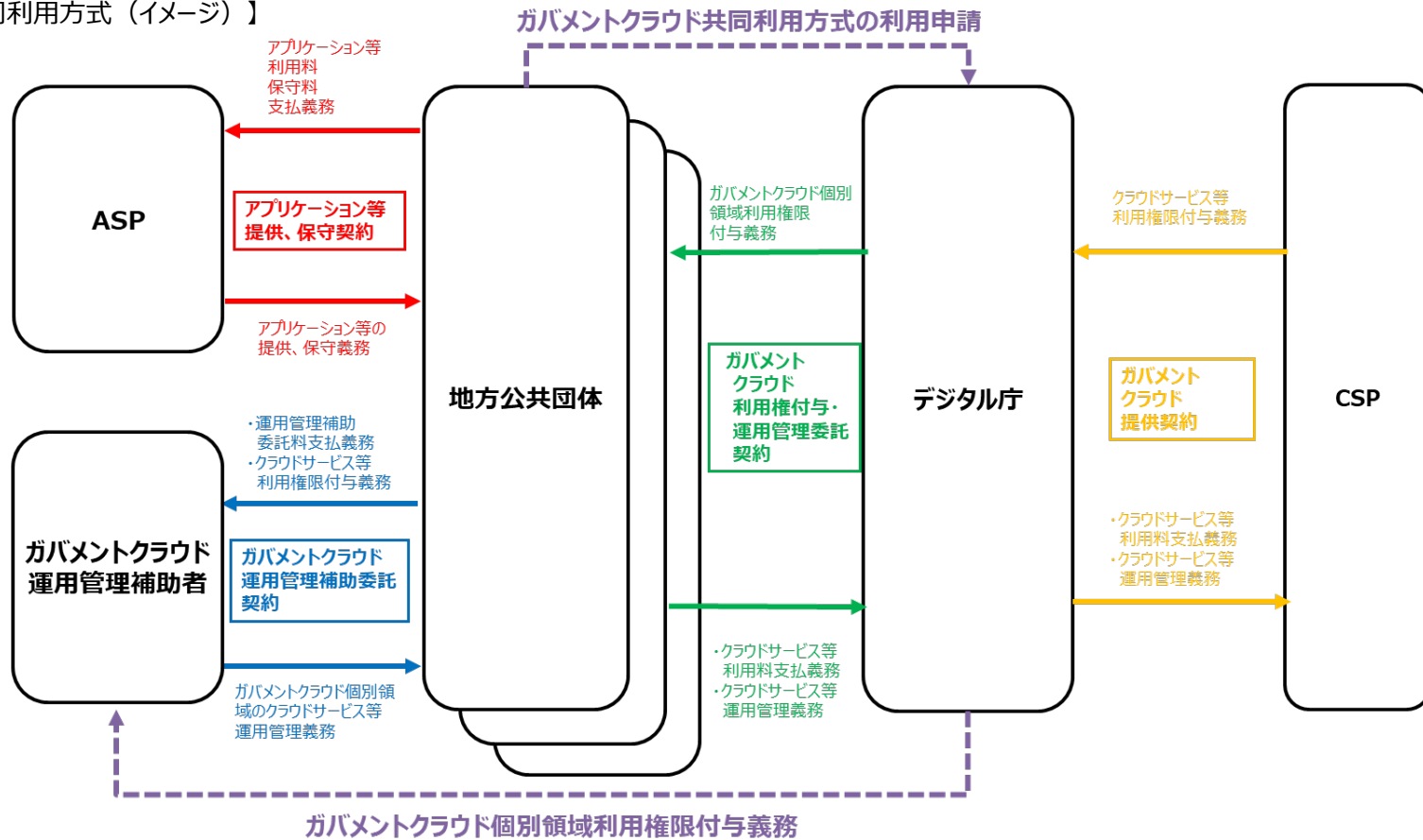
地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）

（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用）

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

【複数団体による共同利用方式（イメージ）】



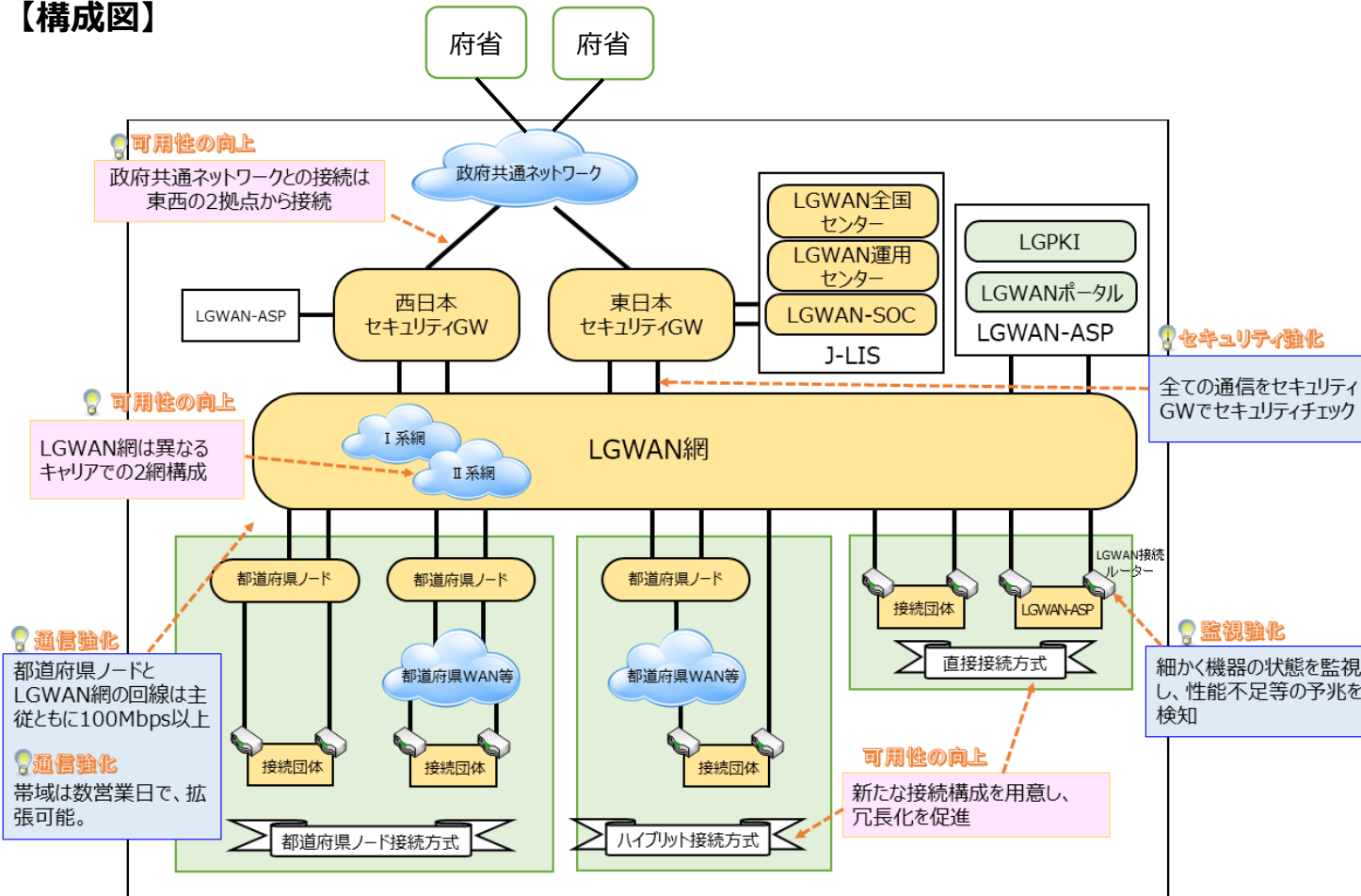
- ※CSP(Cloud Service Provider) : 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスからデジタル庁が規定する要件を満たすもの。
- ※ASP(Application Service Provider) : （地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、業務アプリケーション等の構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者（ガバメントクラウド運用管理補助者を除く。）をいう。
- ※ASPとガバメントクラウド運用管理補助者が同一事業者の場合もある。

LGWAN（総合行政ネットワーク）

○ LGWAN（総合行政ネットワーク）は、地方公共団体間や地方公共団体と政府機関間の通信を行うためのインターネットから分離された行政専用ネットワーク。

- ・平成13年度に全都道府県で構成される協議会により設置され、平成15年度に全市区町村が接続し本格運用開始。
- ・平成26年度に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に移管。
- ・地方公共団体間の回線を集約することにより、高度なセキュリティを確保しつつ、コストを削減。

【構成図】



【通信されている主な情報例】

- ・地方公共団体間、地方公共団体と政府機関間のメールの送受信
- ・マイナンバーを用いた情報連携（税情報や社会保障の給付状況（年金情報、生活保護情報）等）
- ・地方税の電子申告の受付、国税庁から地方公共団体への申告情報の提供
- ・マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付
- ・防災・人命に係る緊急情報（J-アラート）

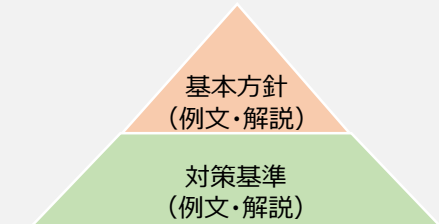
等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

総務省における地方公共団体の情報セキュリティ対策に対する支援

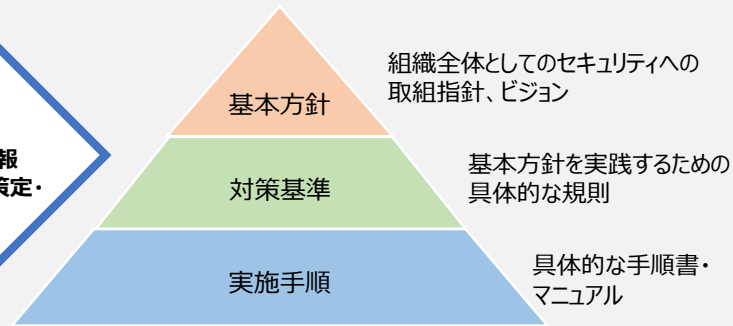
総務省は、地方公共団体の情報セキュリティ対策を支援するため、平成13年度に情報セキュリティ対策の指針として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、技術的助言を行っている。その後も、政府機関等における情報セキュリティ対策の動向や地方公共団体のデジタル化の動向等を踏まえながら適宜ガイドラインの改定を実施

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン



政府機関等における情報セキュリティ対策や
地方公共団体におけるデジタル化の動向を踏まえ、
ガイドラインの適宜改定を実施

各地方公共団体で定める 情報セキュリティポリシー等



自団体の情報セキュリティポリシー等に基づき、
具体的な情報セキュリティ対策を実施

各地方公共団体は、
ガイドラインを参考に
しながら、自団体の情報
セキュリティポリシーを策定・
改定

(参考) 直近のガイドライン改定

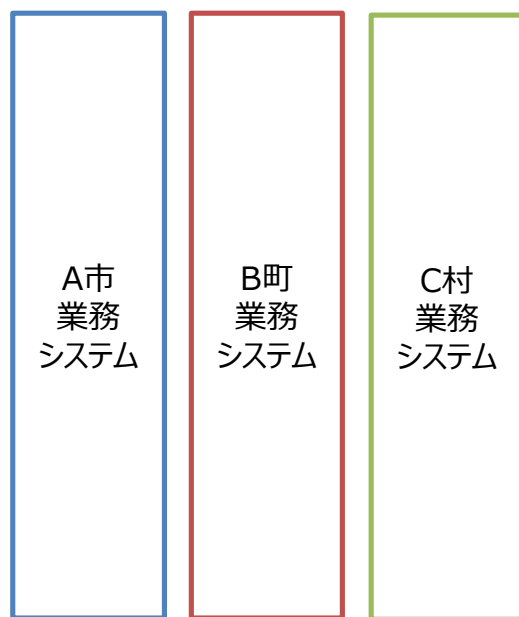
改定時期	主な改定内容・理由
平成30年9月	平成27年の日本年金機構における情報流出事案を受け、総務省から地方公共団体へ要請を行った「三層の対策」等の情報セキュリティの抜本的強化策の内容を反映
令和2年12月	「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、セキュリティの確保と効率性・利便性向上の両立の観点から、情報セキュリティ対策の見直しを実施し、その内容を反映
令和4年3月	令和3年7月の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定や地方公共団体のデジタル化の動向を踏まえた内容を反映
令和5年3月	地方公共団体情報システム標準化の動向を踏まえ、標準準拠システム等のクラウドサービス利用に関する情報セキュリティ対策の内容を反映

地方公共団体の内部事務のデジタル化とそのための基盤

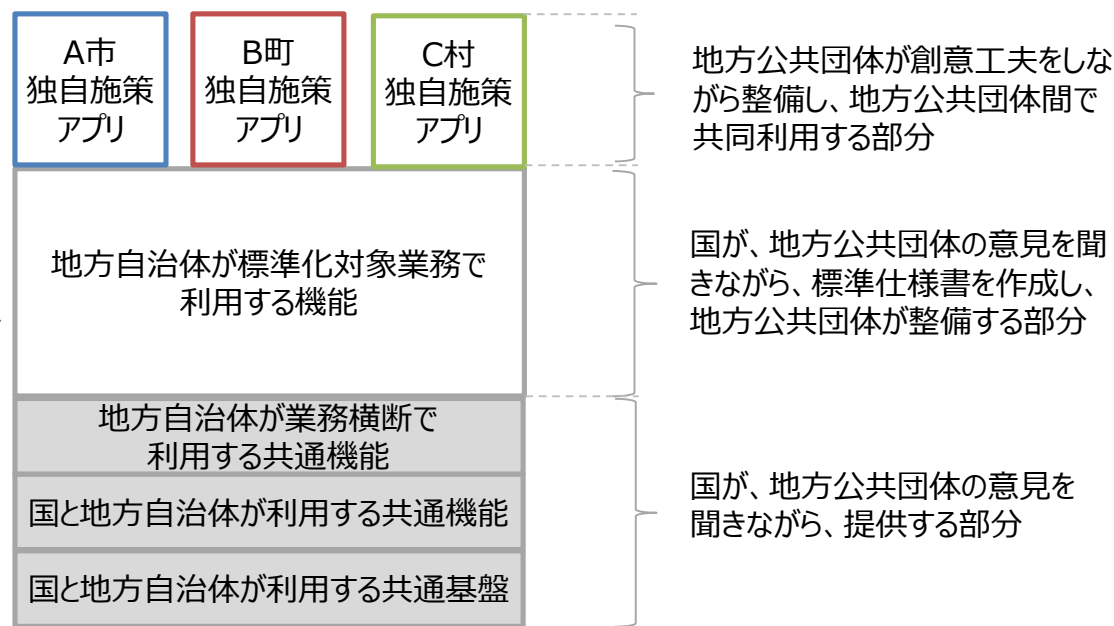
検討の視点

- 標準化対象の業務のシステム標準化、共通機能や共通基盤の整備は、業務の効率化や経済合理性の観点と、地方公共団体の役割や創意工夫をした取組みを支えるという観点とが必要ではないか。
- この場合、共通機能や共通基盤に関しては、「全国的な規模又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策」(地方自治法1条の2第2項参照)として、国が、責任を持って提供すべき部分であると考えられるか。
- この際、標準化の取組みにおいて地方公共団体の意見を標準仕様書の作成段階から、頻回に聞きながら取組みを進めていったように、地方公共団体の意見を初期の構築段階から丁寧に聞く必要があるのではないかと。また、運用に移行しても同様に丁寧に聞く必要があるのではないかと。

【これまで】(イメージ)



【これから】(イメージ)



1. 地方行政のデジタル化に関連する全体の動き
2. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
- 3. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化**
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

地方公共団体の行政手続のオンライン化の取組について

方針

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定) : 令和4年度(2022年度)末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。このため、全ての地方公共団体におけるマイナンバーカードを用いた子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、システム改修等を支援する。 ※「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)以降、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)までほぼ同文で記載

【推進方策】

(1)地方公共団体の行政手続のオンライン化に係る手順書 (2)マイナポータル (3)財政支援

令和4年度末時点で、ほぼ全ての地方公共団体においてオンライン手続が可能となる見込み。

＜地方公共団体における取組状況＞ (令和5年2月末現在 (令和4年度末時点の状況は現在調査中))

市区町村対象手続	オンライン手続が可能(※1)	今後オンライン化の予定等
子育て・介護関係 26手続	1, 7 2 8	1 3
被災者支援関係(罹災証明書) 1手続	1, 2 6 9	4 7 1 (※2)

都道府県対象手続	対応済
自動車保有関係 4手続	4 7

※1 令和4年度末までにオンライン手続を可能とするシステム改修等を行った団体や一部オンライン手続が可能となっている団体を含む。
 ※2 令和5年1月に運用を開始した内閣府防災の「クラウド型被災者支援システム」導入によりオンライン化に取り組む意向等。

【参考】「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」: 住民からの申請件数が100万件以上等で、マイナンバーカードを利用することが想定されるもの

子育て関係(15手続)※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
児童手当等の額の改定の請求及び届出
氏名変更/住所変更等の届出
受給事由消滅の届出
未支払の児童手当等の請求
児童手当等に係る寄附の申出
児童手当に係る寄附変更等の申出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
児童手当等の現況届
支給認定の申請

保育施設等の利用申込
保育施設等の現況届
児童扶養手当の現況届の事前送信
妊娠の届出

介護関係(11手続)※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請
要介護・要支援更新認定の申請
要介護・要支援状態区分変更認定の申請
居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
介護保険負担割合証の再交付申請
被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請
介護保険負担限度額認定申請
居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
自動車税環境性能割の申告納付
自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
自動車税住所変更届
自動車の保管場所証明の申請

マイナポータル

- マイナポータルは、マイナンバー法附則第6条第3項に基づく「情報提供等記録開示システム」として国が整備し、情報提供等記録表示機能のほか、自己情報表示、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）などの機能を有する、国が運営するWebサイト。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっている。

【マイナポータルの主な機能】

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス、介護ワンストップ、被災者支援ワンストップ、引越しワンストップ等）ができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど



【参考】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）附則

(検討等)

第6条 略

2 略

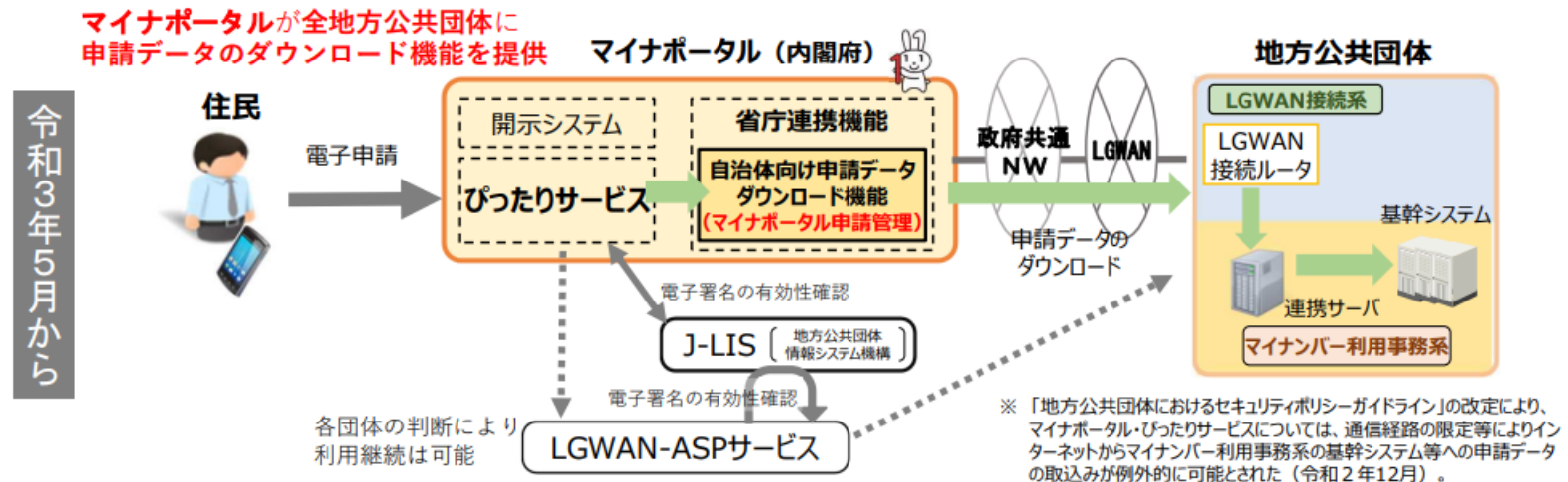
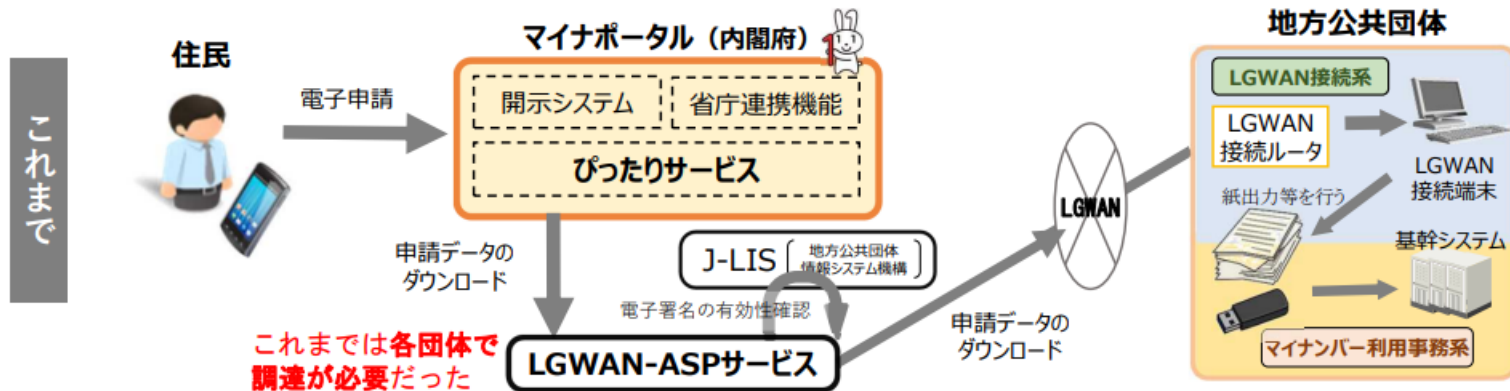
3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、**情報提供等記録開示システム**（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）**を設置するとともに**、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4～6 略

マイナポータルと地方自治体との接続

全地方公共団体のマイナポータルへの接続の実現

- マイナポータルにLGWANとの接続機能を実装し、全ての地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを個別に調達することなく、ぴったりサービスでの電子申請の受付ができるようになりました（令和3年5月）。



マイナポータルにおける電子申請の標準様式のプリセット

- 令和2年度には、要介護・要支援認定の申請など11の介護に関する手続及び罹災証明書の発行申請、令和3年度には、児童手当等の現況届など15の子育てに関する手続について、マイナポータルに電子申請の標準様式のプリセットを完了している。

電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善

- 各地方公共団体では、ぴったりサービスの利用の際、団体ごとに紙様式を読み込んで申請様式を作成できますが、子育て・介護・被災者支援等の主要手続については、関係省と連携して、標準様式をプリセットしています。標準様式を利用すれば、独自に申請様式を作成しなくても、電子申請サービスを開始できます。

【罹災証明書の発行申請の例】

プリセットされた標準様式を活用
(文言変更やデータ項目追加等の編集も可能)

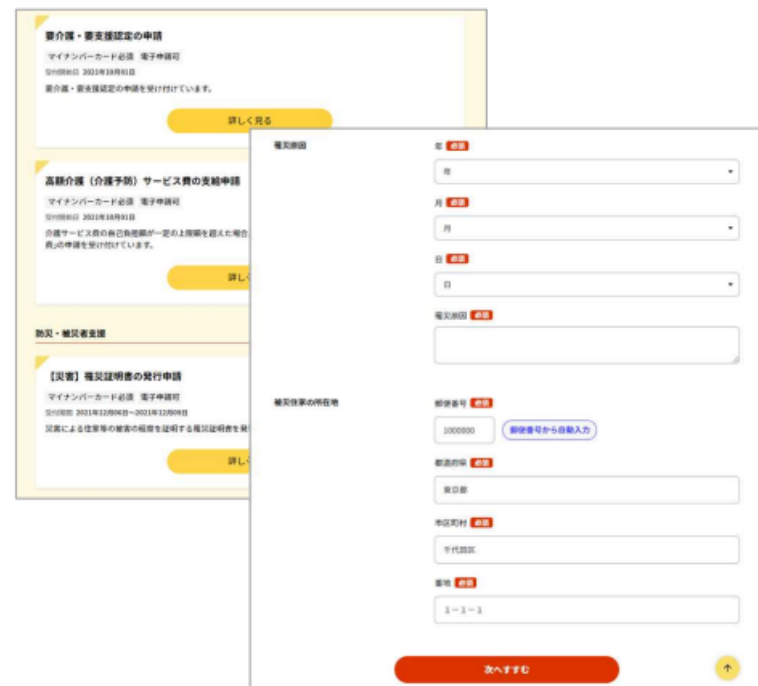


※地方公共団体では以下の作業が不要になる……

- ① 紙様式 (PDF等) 読込
- ② 申請様式の作成

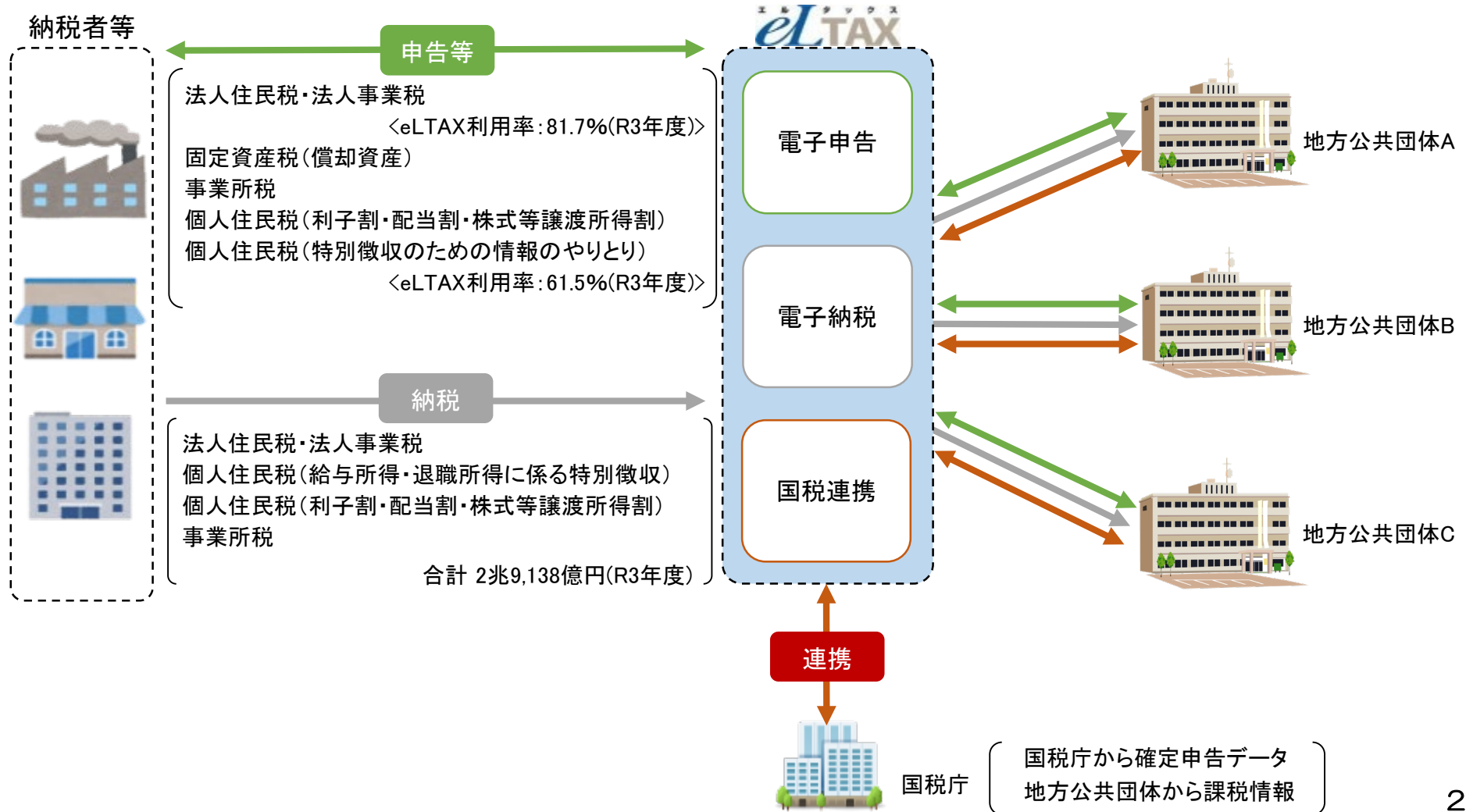


掲載内容の確認後、申請ページを公開



eLTAX (エルタックス) について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方公共団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。

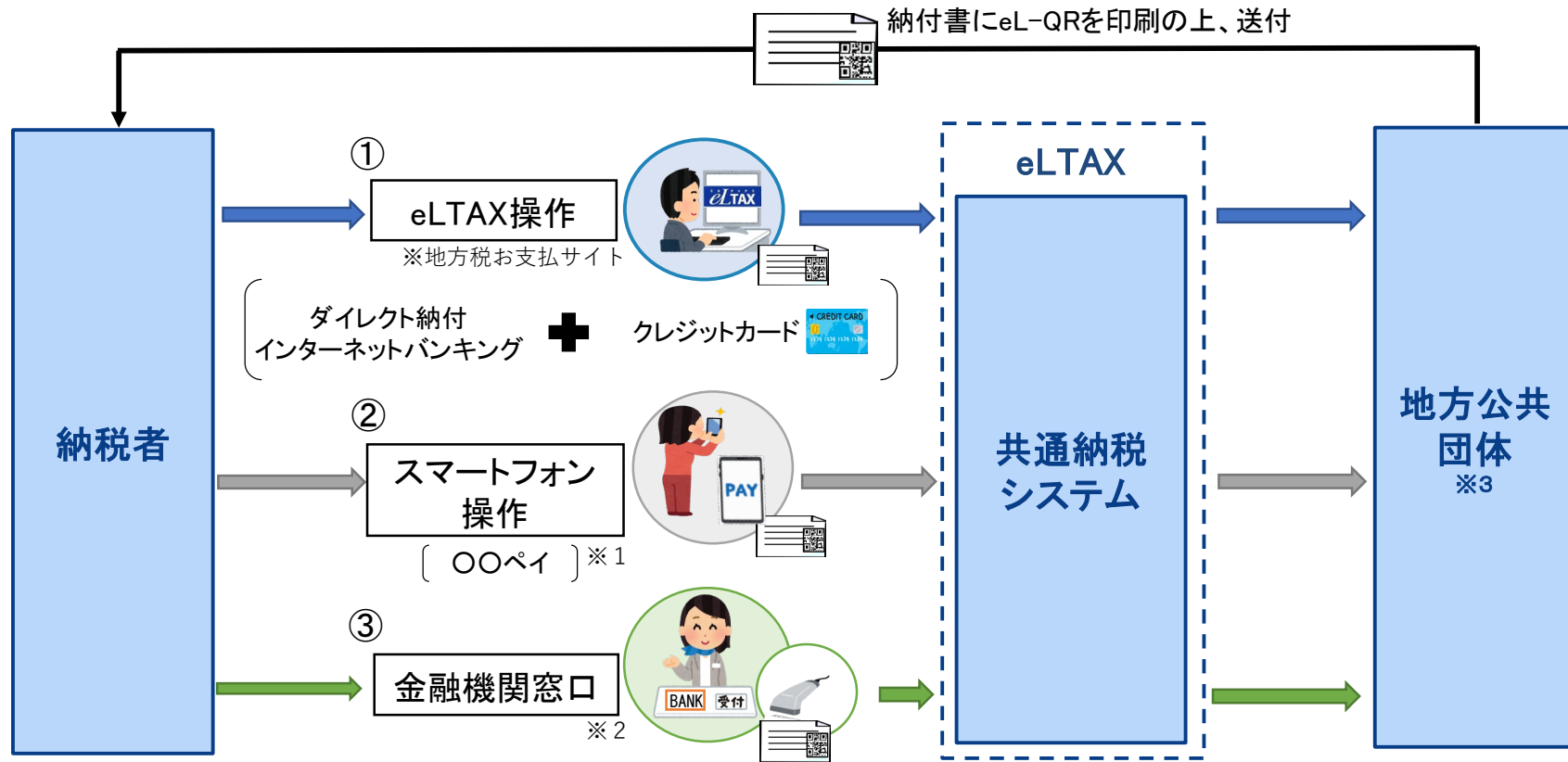


地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、地方税の納付について「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入し、
 - ① eLTAX操作による電子納付
 - ② スマートフォン操作による電子納付
 - ③ 金融機関窓口における納付受付後の事務処理への活用を開始。

※対象税目：固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割(他の税目についても、可能な限り活用)

- また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付(口座引き落とし)やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。



※1：利用可能なスマートフォン決済アプリ：R5.6月末までに、20以上のアプリが順次対応予定

※2：eL-QR対応可能金融機関：ゆうちょ銀行(R5.5～)・都市銀行・地方銀行・信用金庫・労働金庫等372機関

※3：eL-QR活用地方公共団体：1,777団体(47都道府県、1,730市区町村)

マイナンバーカードについて

○マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの本人確認書類として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での本人確認が可能

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

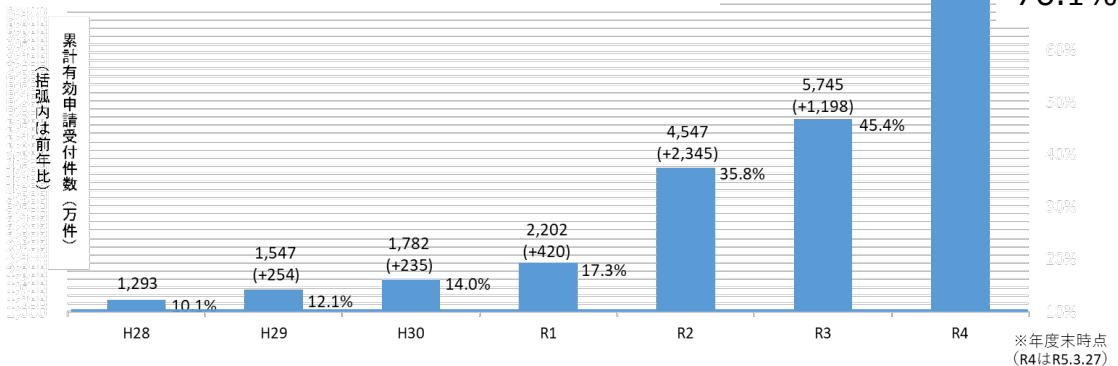
- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

電子的な本人確認

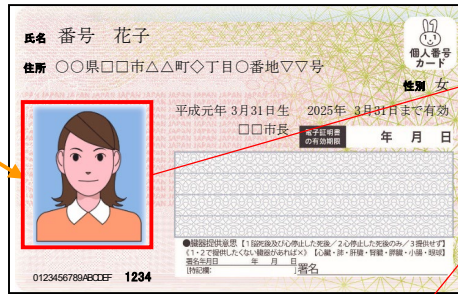
✓オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

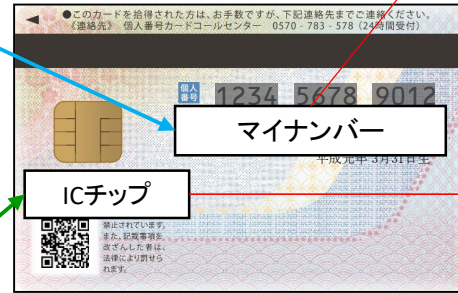
○マイナンバーカードの申請状況（累計）



表



裏



交付無料

○マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません。

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

- ✓ マイナンバーを知られても、個人情報を調べることはできません。
また、ご自身の情報が見られる「マイナポータル」のログインにはカードと暗証番号が必要です。

プライバシー性の高い個人情報は入っていません

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

オンラインでの利用には電子証明書を使います。マイナンバーは使いません。

- ✓ オンラインでの電子証明書の利用には、暗証番号または顔認証が必要です。

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能



- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違ると機能ロック



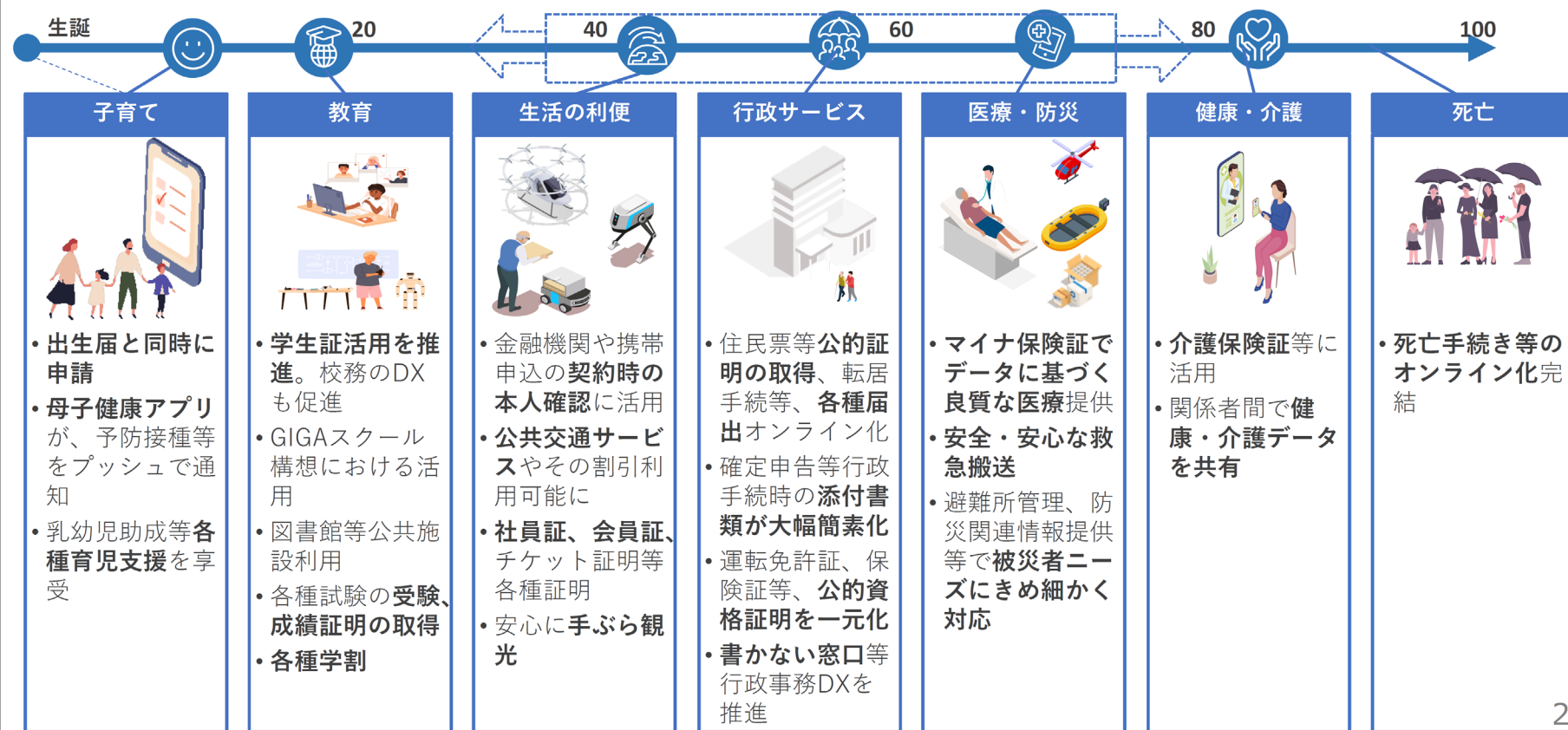
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組



マイナンバーカードの利活用拡大に向けて

マイナンバーカードの利活用拡大に向けて

- 今後、我が国は、一生涯どこで暮らしていても、教育から生活、医療に至るまで、デジタルの力で便利で安全な先端サービスが提供されるデジタル社会への移行の加速化を図る。
- そのパスポートとなるマイナンバーカードの本人確認・証明機能を、**生まれてから亡くなるまで全国民が活用できる国民インフラとして普及**させるとともに、**各府省の施策を総動員**して、マイナンバーカードの利活用拡大と利便性の向上を図る。
- このため、**関係省庁に所管分野における支援の強化を要請し、マイナンバーカードの利活用促進プラン**をとりまとめる。



地方公共団体のフロントヤード（窓口）における創意工夫

○ 地方公共団体におけるフロント（窓口）改革は、住民に「行かせない」「迷わせない」「待たせない」「書かせない」ことを目的に、その実現方法は、職員が創意工夫をしており、多様。



地方公共団体のフロントヤード（窓口）改革の取組状況

	書かない窓口 <small>(※1)</small> (令和5年2月現在)	総合窓口 <small>(※2)</small> (令和4年4月現在)	ライフイベント別 ワンストップ窓口 <small>(※3)</small> (令和5年2月現在)	リモート窓口 <small>(※4)</small> (令和5年2月現在)	移動窓口 <small>(※5)</small> (令和5年2月現在)	(参考) 団体総数
全市区町村	276団体 (19.5%)	272団体 (15.6%)	393団体 (27.8%)	98団体 (6.9%)	58団体 (4.1%)	1,741団体
指定都市	10団体 (3.6%)	8団体 (2.9%)	14団体 (3.6%)	5団体 (5.1%)	3団体 (5.2%)	20団体
特別区	7団体 (2.5%)	7団体 (2.6%)	8団体 (2.0%)	4団体 (4.1%)	0団体 (0.0%)	23団体
中核市	33団体 (12.0%)	25団体 (9.2%)	45団体 (11.5%)	10団体 (10.2%)	8団体 (13.8%)	62団体
指定都市・中核市 以外の市	176団体 (63.8%)	135団体 (49.6%)	215団体 (54.7%)	66団体 (67.3%)	38団体 (65.5%)	710団体
町村	50団体 (18.1%)	97団体 (35.7%)	111団体 (28.2%)	13団体 (13.3%)	9団体 (15.5%)	926団体

「導入している」と回答した団体（276団体）における、「書かない窓口」の種別
(複数回答可)

本人がネットで事前入力	マイナンバーカードを用いて読み込み入力	本人が端末（タブレット等）に入力	職員が聞き取って端末に入力	自治体が保持しているデータを表示	その他
112団体 (40.6%)	96団体 (34.8%)	68団体 (24.6%)	131団体 (47.5%)	67団体 (24.3%)	53団体 (19.2%)

- ※1 書かない窓口：来庁者又は来庁予定者が行う手続きにおける各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化しているもの。
- ※2 総合窓口：住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。
- ※3 ライフイベント別ワンストップ窓口：出生、子育て、結婚、引越、おくやみ等のライフイベント別に窓口があり、ワンストップで対応が完結する取組
- ※4 リモート窓口：本庁舎と支所・出張所等と間をオンラインでつなぎ、ビデオ会議システムを通じて相談業務等を行う窓口。
- ※5 移動窓口：通常は庁舎で行っている窓口業務を、市町村職員が車両等に乗って移動し、移動先で行う窓口。
- ※6 () の割合は、カテゴリーの団体総数に占める割合

マイナンバーカードを活用した「書かない窓口」を設置 <北九州市（人口約92万人）ほか>

- 職員が住民と一緒に質問に答えながら、マイナンバーカードに記録されている4情報を読み取り、申請者に書類を書かせない、いわゆる「書かない窓口」を導入し、住民サービスの向上と職員負担の軽減をはかる。

課題

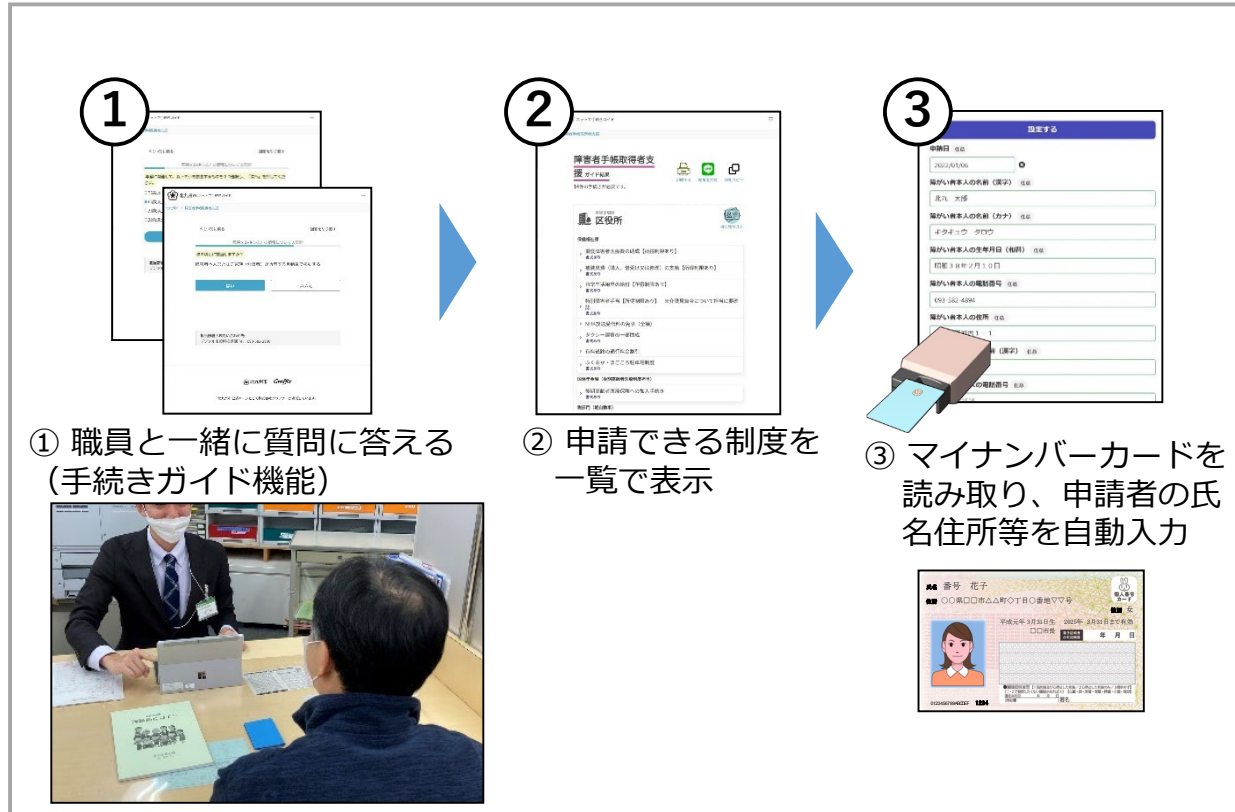
- 住民は、複雑な制度のうち、利用できるものが何か分からない。また、氏名等を何度も書かされる。
- 職員は、多岐にわたる制度の要件を覚え、窓口で状況を適切に確認して、漏らさず説明する必要あり（訴訟リスクも）

取組

- 「書かない窓口」のシステムを段階的に導入。
 - ※ 身体障害者手帳の交付で実証をはじめ、現在は、死亡関係手続（おくやみコーナー）で使用。
- 右図のとおり、住民と一緒に質問に答えながら、手続きを進める。
- 氏名や住所等は、マイナンバーカードのICチップに記録されている4情報を読み取り。
- 現在は、申請書を印刷する形となっているが、今後は、標準化の進捗にあわせ、受け取ったデータを基幹システムと接続し、データを自動で流す仕組みを目指す。

成果

- 住民は、分厚い案内書を渡されるのではなく、多数の制度のうち、どの制度が使えるのか窓口で説明を受けた紙が手元に残るため、わかりやすい。
- 職員は、案内漏れによる訴訟リスクが低減し、市民への説明が効率的にできる（異動後間もない職員でも一定の対応可能）。
- 氏名や住所等の書き間違い等が減り、きれいなデータを取得できる。



出張所にリモート窓口を設置 <結城市（人口約5万人）>

- 本庁舎と出張所にテレビ会議システムを設置し、これまで本庁舎で対応していた相談業務を、出張所から本庁舎の職員とオンラインで相談できるようにすることで利便性が向上。

課題

- 出張所に相談に来られた方に対して、より専門的な相談を実施する必要がある場合は、本庁舎に出向かなければならなかった。
 - 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、接触機会を減らす形での行政サービスの提供が課題であった。
 - 高齢の方からの「職員の顔を見ながら相談したい」という要望や、福祉関係の職員からの「相談者の状況を把握するため表情を見ながら対応したい」という声があり、お互いの姿が見えることが課題であった。
- ⇒ 市民の方々が簡単に扱えるテレビ会議システムの導入へ

取組

- 全ての出張所（3ヶ所）と市役所本庁舎の保健、税、福祉、子育て分野の部署に、テレビ会議システム（結城市では「オンライン対面窓口」と呼称）を設置。
- 出張所には、専用のブースを設け、イヤホンマイクを配備することでプライバシーにも配慮。
- 利用を希望する住民の方は、出張所の職員に、リモート窓口の利用希望を伝え、職員が専用のブースに案内し、職員が接続のサポートを行う。

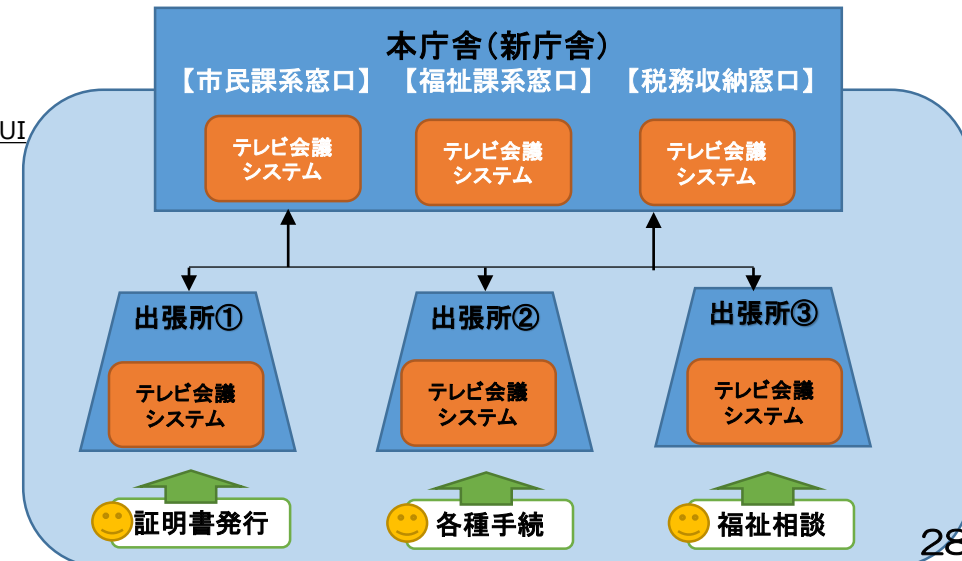
（参考1）結城市65.76km²

（参考2）本庁からの距離：江川出張所約8km、山川出張所約8km、結城出張所約3km

（参考3）「オンライン対面窓口」の利用方法 <https://www.youtube.com/watch?v=5ANQphUcxUI>

成果

- 本庁に出向かなければできなかった相談が、出張所からでも可能となり、本庁舎から遠方に暮らす住民の方の利便性向上に資することが出来た。
- これまで電話で対応していた相談業務も、画面越しに書類の目視確認等が可能となり、誤解を招くことなく説明できるようになった。
- 相互に表情を見ながらやりとりが可能になり、利用者からは「担当職員の顔が見れて安心感があって良い」との声があった。
- あわせて、三密が回避され、感染拡大防止にも繋がった。



移動窓口による行政サービスの提供 <福島県いわき市（人口約32万人）・新潟県妙高市（人口約3万人）>

- 本庁舎・支所・出張所から離れた地域に住む方や、本庁舎・支所・出張所への移動手段に困っている方に、職員が、本庁舎とオンラインでつなげた車両で出張し、行政サービスの提供、各種相談、地域のお困り事等の把握を行う。

課題

- 中山間地や庁舎から距離の離れた地域では、高齢者をはじめとする移動手段に困っている方や移動自体が困難な方が増加傾向にあり、住民サービスを届けにくくなっている。

取組

(設備)

- 本庁舎とオンラインでつなぎ、遠隔相談や証明書類の発行機能等を搭載した車両

(取り扱う事務)

- 各種申請の受付、調査書類など、市役所への提出物の受理
- 住民票等の即時発行
- 相談の場の提供（専門的な内容は、オンラインで担当課とつなぎ相談）
- 市総合防災訓練、防災拠点（現地対策本部との連携によるサポート）
- 中学生による模擬選挙（いわき市）移動期日前投票所（妙高市）
- マイナンバーカードの発行申請とマイナポイント取得のサポート
- その他（ごみ収集手数料の納付券交付）

(搭乗する職員)

- いわき市：総務課又はスマート社会推進課職員（運転・設備管理）
+ 市民課又は各支所等職員（窓口対応）
- 妙高市：地域共生課地区担当職員（定期運行時）
地区担当職員以外の職員（不定期運行時）

(頻度・移動場所)

- 定期運行（停車する場所を決め、定期的に運行）と不定期運行（必要に応じて必要な場所に運行）がある。

成果

- 市役所からの遠隔地にあっても身近に窓口サービス等を楽しむことができ、住民の利便性が向上した。
- 地域に寄り添う市役所づくりが浸透した。
- 移動期日前投票の実施により有権者の利便性が向上し、投票数が増加した。

<福島県いわき市「お出かけ市役所」>



<新潟県妙高市「移動窓口号」>



<参考> 利用者からの実際の声

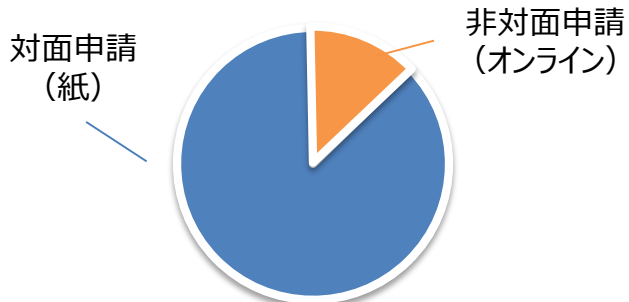
- ・「市役所が各段に身近な存在になった。」
- ・「今まで市役所の窓口まで出かけなければ利用できなかった相談や手続きが気軽にできて、高齢者にとって大変ありがたい。」

地方公共団体のフロント（窓口）のあり方とデジタル化

検討の視点

- 地方公共団体に対する行政手続は、対面の紙申請から、①非対面のオンライン申請にシフトするとともに、②非対面のオンライン申請では対応が難しい住民を中心に、対面でも「書かない」申請にすることが求められるのではないかな。
- このことにより、ほぼ全ての手続を直接「データ」での対応が可能となるとともに、
 - ・ 窓口職員は、システム（必要な手続をガイドする機能等）を活用して複数の手続のワンストップ対応をしやすいことや、システムのログを取ることで処理時間を計測し業務改善につなげることができるのではないかな。
 - ・ 住民は、デジタルに不慣れな方を含め、きめ細かいサポートを受け、利便性の向上により満足度を上げることができるのではないかな。
 - ・ 職員を窓口業務から、各団体が考えるより高付加価値の業務（政策の企画立案、官民のコーディネート、より手を差し伸べるべき方へのアウトリーチなど）にシフトすることができるのではないかな。

【これまで】（イメージ）



申請

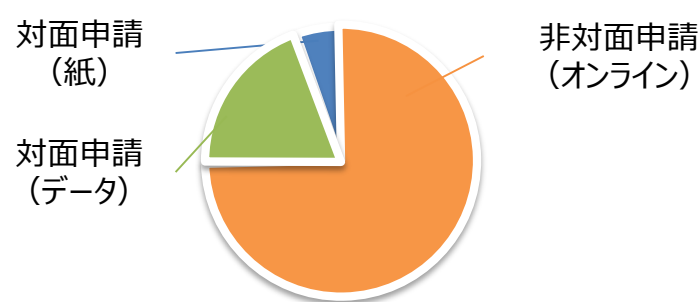
住民

書く、待つ、迷う、行かない

窓口職員



【これから】（イメージ）



書かない、待たない、迷わない、行かない



各団体が考える、より高付加価値の業務へ

30

1. 地方行政のデジタル化に関連する全体の動き
2. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
3. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
- 4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化**
5. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

データドリブンな行政経営 <兵庫県神戸市（人口約151万人）>

- 基幹業務システムのデータを、BIツール（※1）を活用してダッシュボードを内製し、データ収集・分析等に要する時間を大幅に削減。政策議論に、より多くの時間を費やせるようになった。
- 市長をはじめ幹部も重要な意思決定の場においてダッシュボード（※2）を活用し、データドリブンな行政経営を実践。

課題

※1：BIツール：BIとは、Business Intelligenceの略称。データの可視化など意思決定のためのアプリケーションソフトウェア

※2：神戸市は、全国の地方自治体が利用できるダッシュボードを公開しています。ご覧ください。<https://www.city.kobe.lg.jp/a47946/data.html>

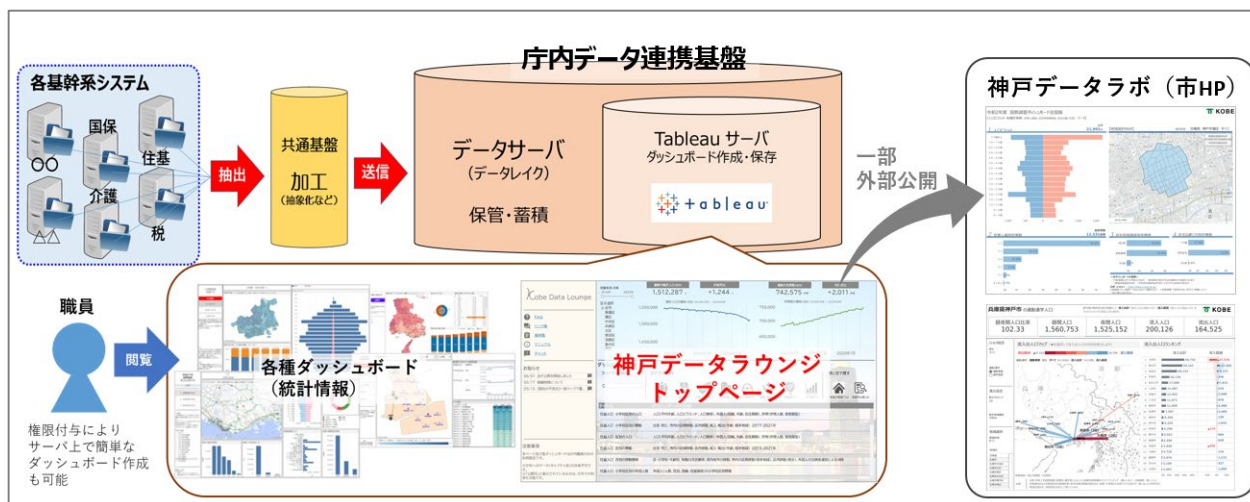
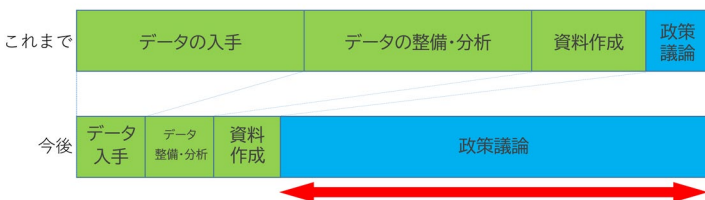
- 政策立案に必要なエビデンスの取捨選択に苦慮していたため、全庁的にデータに基づく政策形成、行政データの利活用が進んでいなかった。

取組

- 基幹業務システムの個人情報等を特定できない形で抽出加工し、自動で蓄積する庁内データ連携基盤を構築。
- BIツールを導入し、専門知識を持たない職員でも直感的な操作でデータ分析ができるようにするとともに、作成したダッシュボードを安全に共有できる環境（神戸データラウンジ）を実現。
- 各局幹部等へのデモの実施や研修の実施により、職員の理解を深め、様々な政策議論でダッシュボードを利用。

成果

- データ分析の高速化で、より長い時間を政策議論に使えるようになり、政策議論がデータに基づくものに変容。



(例) 政策議論におけるダッシュボードの活用例

：今後、5年間で、面積が不足する学童施設はどこか（子ども青少年課）】

○従来は都度、必要な表やグラフを作成。しかし、担当者ごとにファイルがバラバラで、できる分析が限定的。

⇒ 小学校区ごとの児童館の生徒数や登録数を集計し、現在の利用状況や人口予測から、ガイドラインや条例の基準と照合して面積が不足しそうな施設を予測するダッシュボードを作成し、予め対策を検討できるようにした。

- BIツールを使った分析が広がり、データの利活用や分析を内製化で推進しようとする機運が高まった。
⇒ 神戸データラウンジにおいて、33種類、93ダッシュボードを実装

※詳細は「神戸市HP（EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の推進）」をご覧ください。<https://www.city.kobe.lg.jp/a47946/shise/kekaku/kikakuchosekyoku/ebpm/ebpm.html>

フロント（窓口）業務をデータドリブンで改革 <神奈川県川崎市（人口約154万人）>

- 対面で申請を受け付ける場合においても、いわゆる「書かない窓口」のためのシステム等を導入することで、申請状況や処理状況を、自動でデータで把握することが可能になり、それらの状況の集計・分析により、フロント（窓口）業務の改革・改善を実施。

課題

- これまで、対面で申請を受け付ける場合は、紙の書類が前提となることから、紙の書類からシステムへのデータ入力を行う必要があり、入力やその確認に時間を要していた。
- また、各工程ごとの業務時間の可視化ができず、どの処理に時間を要しているかの把握が難しかった。

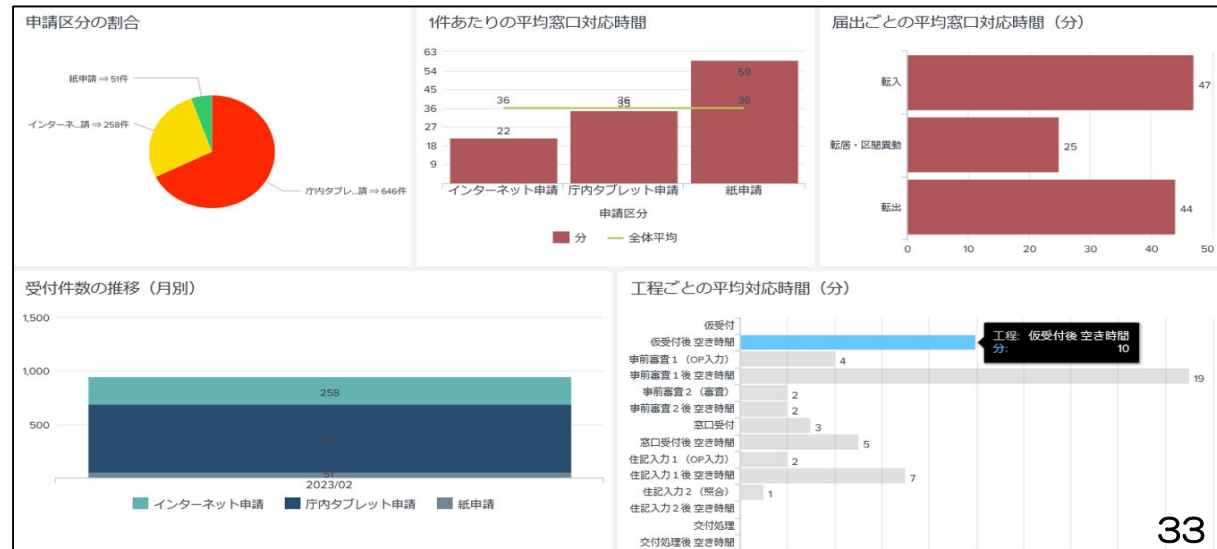
取組

- 対面で申請を受け付ける場合においても、いわゆる「書かない窓口」のためのシステム（インターネットからの事前入力や窓口でタブレットで入力等が可能な区役所フロントシステム）を導入することにより、受付、審査、窓口等の各工程の電子化や必要な情報をデータ化することで、システムへの手作業でのデータ入力を極小化した。
- また、受付、審査、窓口等の各工程に要している時間をデータ化し、各システムからのログやデータを横断的に自動集計できる分析ツールを導入して、処理時間を可視化した（右下図参照）。

成果

- 分析ツールを活用し、時間を要している工程の体制強化など、ほぼリアルタイムの証跡データに基づき、短いサイクルでの機動的かつ効率的な業務改善が可能となった。
- 業務改善の一環として、受付、審査、窓口対応といった処理工程を分業化したことで、年度交替時の職員教育の効率化につながった。

【参考】ある申請に係る申請区分や処理時間のダッシュボード



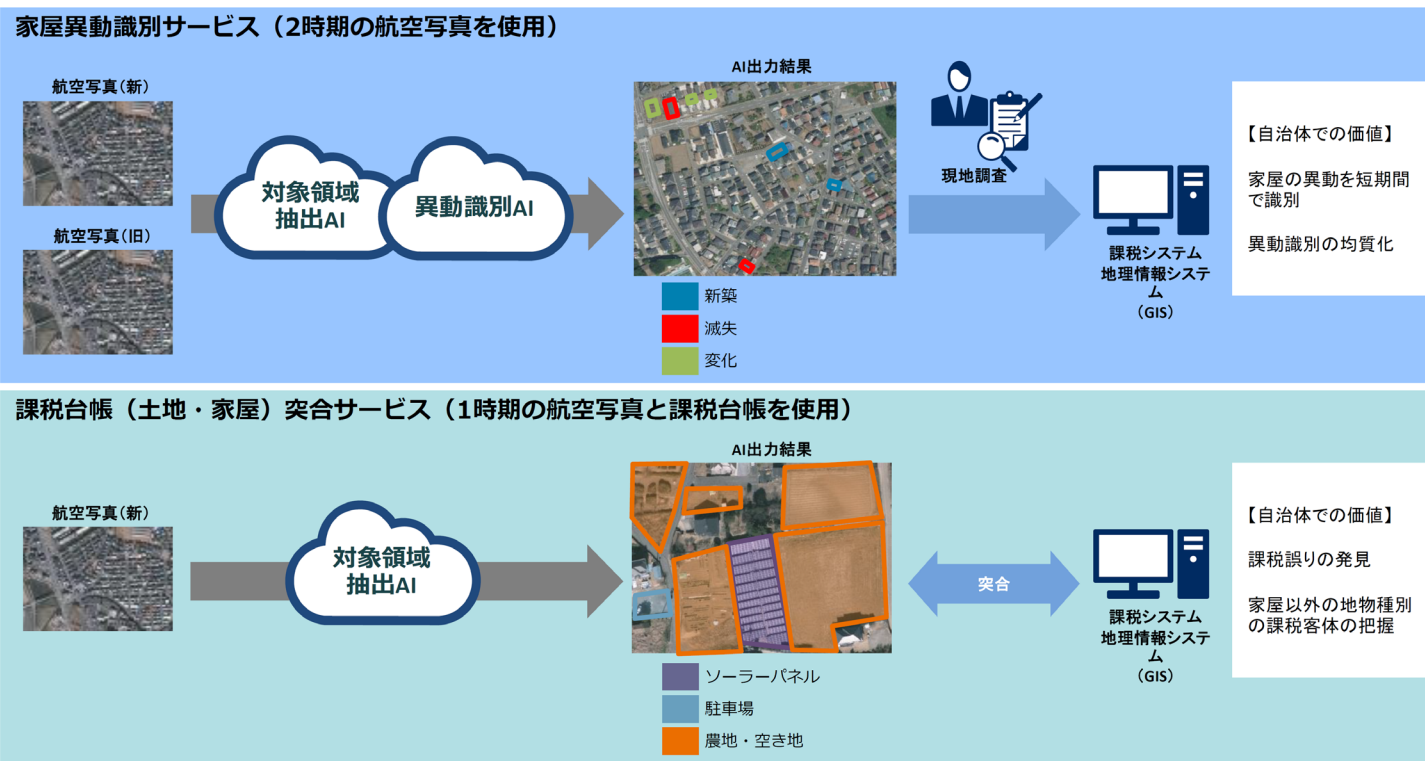
航空写真 AI 解析による課税客体の把握 <前橋市 (人口約33万人)>

- 固定資産税における航空写真による課税客体の把握作業について、航空写真AI解析ソリューションを構築・活用することにより、職員による異動識別作業の負担軽減・現地作業体制の強化を実現。

課題と取組

- 固定資産税業務では、公共測量として撮影した航空写真や公図から課税客体を把握し実地調査を実施しており、従来は職員の目視による識別や外部委託で実施していたが、航空写真は人が判別するため省力化には限界があるほか、コスト面での課題あり。
- クラウド上のAI を活用することで、従来手法による同程度の精度と保ちつつ職員負担の軽減やコスト削減を目指す。

航空写真AI解析ソリューションの概要



成果

- 再現率86.9%。

Copyright © 2021 City Maebashi All Rights Reserved.

→ AIによる作業だけで 人による作業をすべて置き換えることを目指すのは現実的ではないが、解析結果を人がその後どう扱っていくかを踏まえ、見落としを優先したAI で解析し、見間違いについては閾値で解析結果を調整したり人が判断したりして、AI 解析による省力化のメリットの最大化を目指す。

デジタル技術を活用した住民参画やAIによる道路管理 <千葉県（人口約98万人）ほか>

- 道路の状況を市民がアプリに書き込むことで、損傷状況を把握し、きめ細かい道路管理を実現。また、これまでは市町村の専門職員が行っていた道路の損傷判定結果を機械学習することにより、画像から路面の損傷程度をAIが自動分類。

課題

- 職員が毎週、道路パトロールを実施し、帰庁後に、道路損傷の発見、損傷程度の判定・補修の優先順位付けの作業を実施していた。

取組

- スマホ用のアプリ（市民が困りごとを投稿し、市民間や市役所と共有することで、効率的・合理的に解決するもの）を通じて、道路状況を把握。投稿に対する対応状況を一目で見れる仕組みを構築。
- 公用車等の車載カメラで撮影した画像から道路舗装の損傷を機械学習により、自動抽出。
- 現在、これらの機能を持つ「My City Report」を利用する団体で構成するコンソーシアムには、1都2県6区21市1村の計31団体が参加。

成果

- 住民参加が促進されるとともに、より効率的な道路管理の実現。

投稿された道路の損傷など困り事を可視化



機械学習による道路損傷の自動抽出



(出典) My City ReportのWebよりキャプチャ<https://www.mycityreport.jp/>

デジタル技術を活用した地域の意見集約・合意形成 <加古川市（人口約26万人）>

- 市民参加のためのデジタルプラットフォーム（オープンソースのソフトウェア）を活用して、オンラインで多様な市民の意見を集め、双方向で議論し、政策に結びつけていくための取組（加古川市市民参加型合意形成プラットフォーム）を行う。

【参考】加古川市市民参加型合意形成プラットフォームの画面遷移

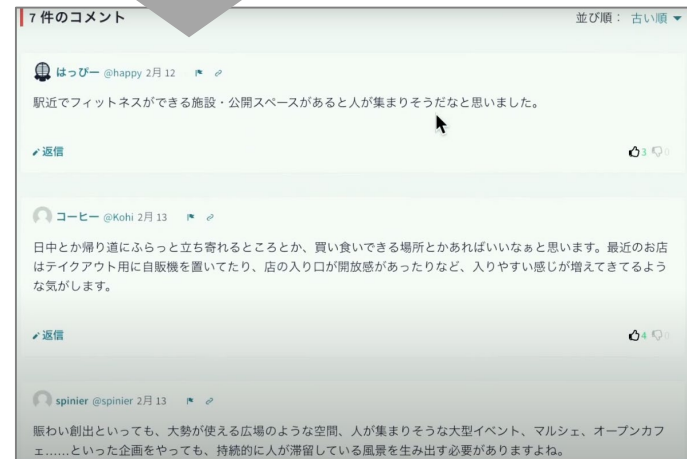
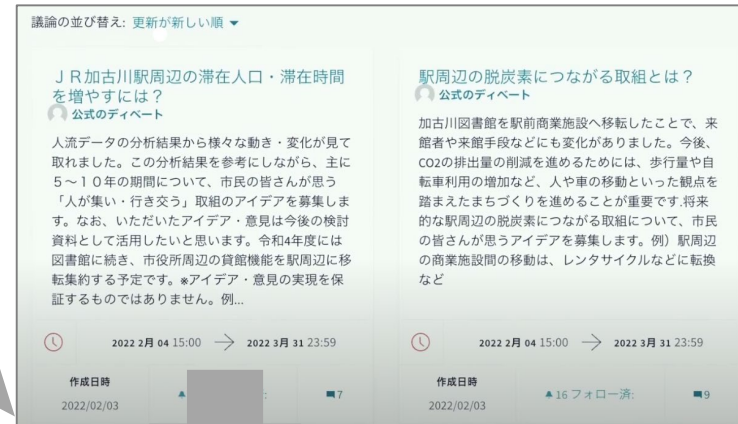
Step1：サイトにアクセスしてクリック



Step2：市が設定したテーマ（計画や施策に対する意見募集等）の一覧が表示される



Step3：市民が政策提言やアイデアを投稿することができる。



Step4：政策提言やアイデアに対し、市役所も市民もコメントや「いいね」ボタンを押すことが可能。

(※) 加古川市では、2016年にバルセロナ市で開発されたDecidim（デシディム）といわれるオープンソフトウェアを利用。投票機能やコメント機能など、様々な機能を自由に組み合わせる利用が可能。バルセロナやヘルシンキなどで世界中の30を超える自治体で利用。日本では、加古川市を皮切りに、横浜市や兵庫県、浜松市等で利用。

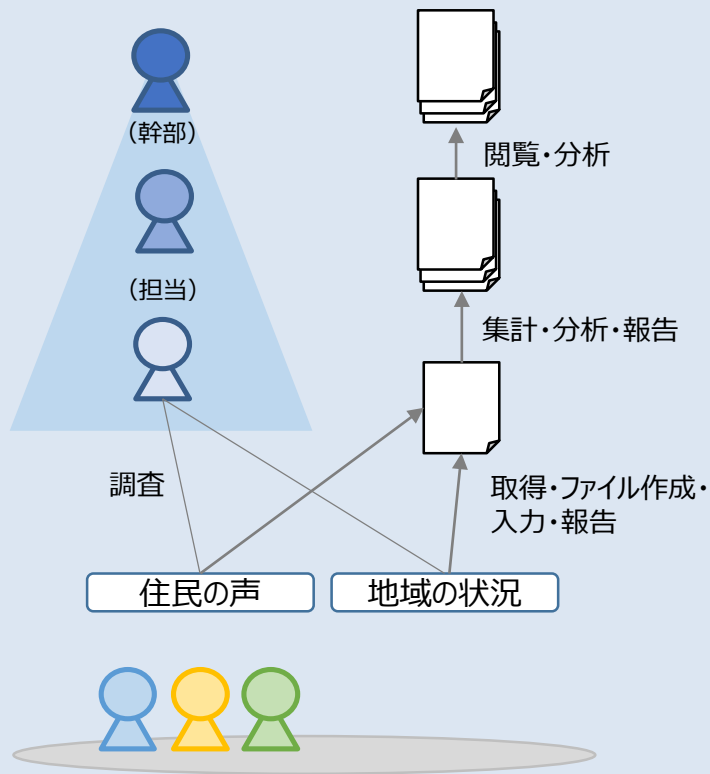
(参考) 【DX×地方公務員】加古川市役所職員 多田功さんに聞く - 市民と共につくる街づくりをDecidimで実現する【兵庫県加古川市 スマートシティ構想】 | MONOSASHI #10 よりキャプチャ (<https://www.youtube.com/watch?v=GcaZYrRSHjA&t=651s>)

地方公共団体の意思決定におけるデジタル化と行政経営・住民自治

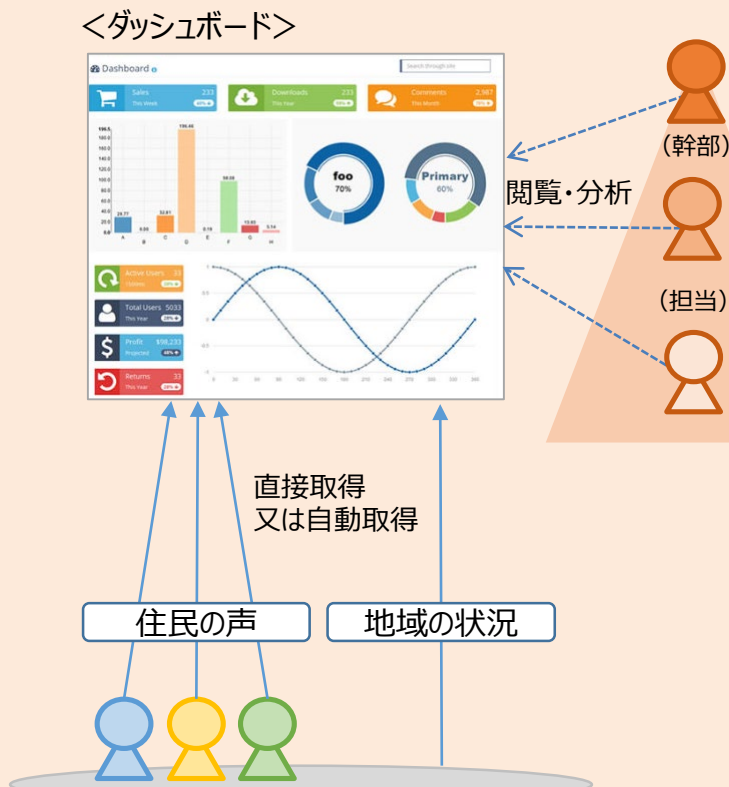
検討の視点

- 今後は、地方公共団体は、データを発生源から直接取得又は自動取得し、データ分析ツール（BIツール）等を活用することにより、勘と経験に頼りがちであった意思決定から、データにより、これまで顕在化しなかった事実を含め課題を発見し、適切な対応を行うようになる等、データに基づく意思決定に変容していくことになるのではないかと。
- 住民は、デジタル技術を活用して、地方公共団体と直接やりとりをすることで、地域の課題解決への参加意識を高めることにつながるのではないかと。また、地方公共団体は、住民の多様なニーズをきめ細やかに把握し、意思決定に活かしていくことが可能となるのではないかと。

【これまで】（イメージ）



【これから】（イメージ）



1. 地方行政のデジタル化に関連する全体の動き
2. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
3. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. **地方公共団体のデジタル人材の確保・育成**

地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進

- 情報システムの標準化・共通化の対応を含め、自治体DX推進計画の計画期間が令和7年度までとされているなど、地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題。
- デジタル化の取組を進める上では、地方公共団体のデジタル人材確保が必要だが、市町村を中心にデジタル人材確保が進んでいない団体も多く、今後、外部からのデジタル人材の確保、庁内の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成が必要。
- こうした中、都道府県がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援する取組や各地方公共団体で中核を担う職員を指定し集中的に育成する取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

①② 地方公共団体におけるデジタル人材の確保（①）・育成（②）に関する地方財政措置の創設

【対象経費】

- ① 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費等
※ これらの経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合には当該負担金を含む。
- ② 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に係る経費（研修に要する経費、民間講座の受講料等）

【事業期間】 令和7年度まで（自治体DX推進計画の計画期間と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.7）

※ 併せて、市町村が外部のデジタル人材をCIO補佐官等として任用する際の経費に係る特別交付税措置を拡充（措置率0.5→0.7）

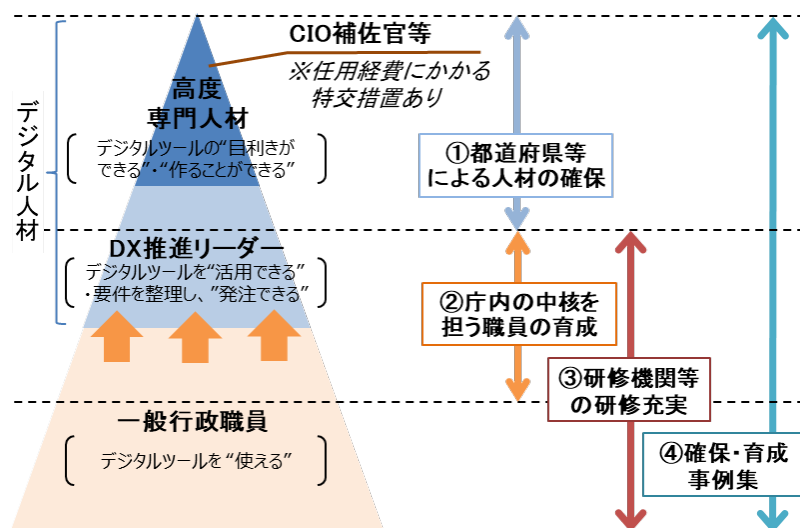
③ 地方公共団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣等

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに、地方公共団体におけるDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するとともに、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）・自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおける地方公共団体職員向けの研修を充実。

④ その他の地方公共団体向け支援策

「自治体DX推進手順書 参考事例集」をバージョンアップし、「人材確保・育成 参考事例集」等を新たに作成することで、先進団体における人材確保・育成に係る参考事例を横展開。

<デジタル人材の確保・育成の全体像(イメージ)>



DXを推進する県・市町が参画する「DXShipひろしま」を構築 <広島県>



➤ 県全体のDXを効果的に進めるため、県・市町で協働してDXを推進し、デジタル人材を採用・育成・活用する枠組みとして、「DXShip (デジシップ) ひろしま」を構築

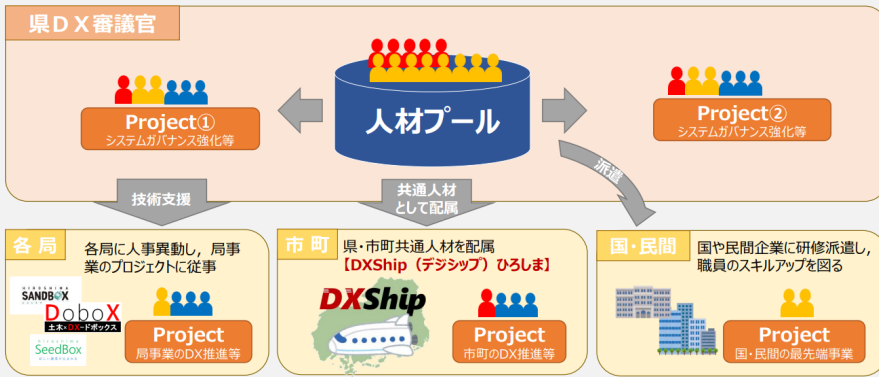


事業の概要

- 「県・市町情報人材研究会」の中間とりまとめに基づき、令和4年度、県採用の情報システム人材の三原市・江田島市に対するシェアの試行や、県・市町間でのDX推進に向けた意見交換を実施。
- 人材の確保・育成、情報共有、システム最適化等の課題に全県的に対応していくため、令和5年度から「県・市町情報人材研究会」を発展改組し、「DXという希望の宙を共に航行する『DXShipひろしま』」を構築。
- 『DXShipひろしま』では、情報システム人材の採用・育成・活用について、以下の取組を実施予定。
 - ・ 単独で人材の確保が難しい市町における、県・市・町共同での人材の採用・配属等（人材プール・シェア）
 - ・ 県・市町情報システム人材の育成
 - ・ 将来的な組織体制の発展（法人化等）の研究

運用イメージ

外部専門人材 情報職 事業精通人材



情報職

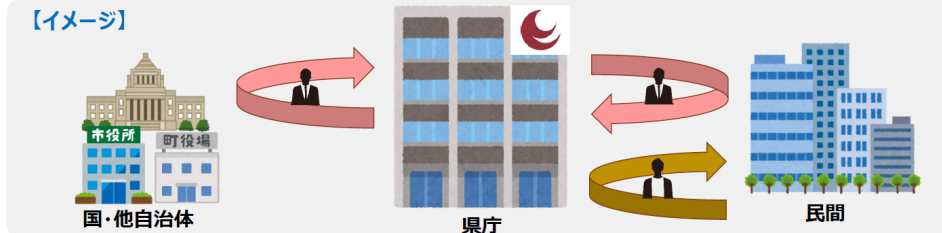
- ✓ 県庁「内」でのキャリア形成が軸【人材の定着】
- ✓ 最新の知見獲得やスキル陳腐化防止などのため、国・他自治体や民間企業など県庁外での職務経験の機会を確保
- ✓ 県等を中途退職し民間等で経験を積んだ職員を採用



外部専門人材

- ✓ 県庁「外」でのキャリア形成が軸【人材の流動性確保】
- ✓ 自らの専門スキルを活かし、県・民間等を含めた多様な主体を経験しながらキャリアアップ

【イメージ】



出典元：広島県情報システム人材育成プラン

県と県内市町による高度デジタル人材シェアリング事業 <愛媛県>

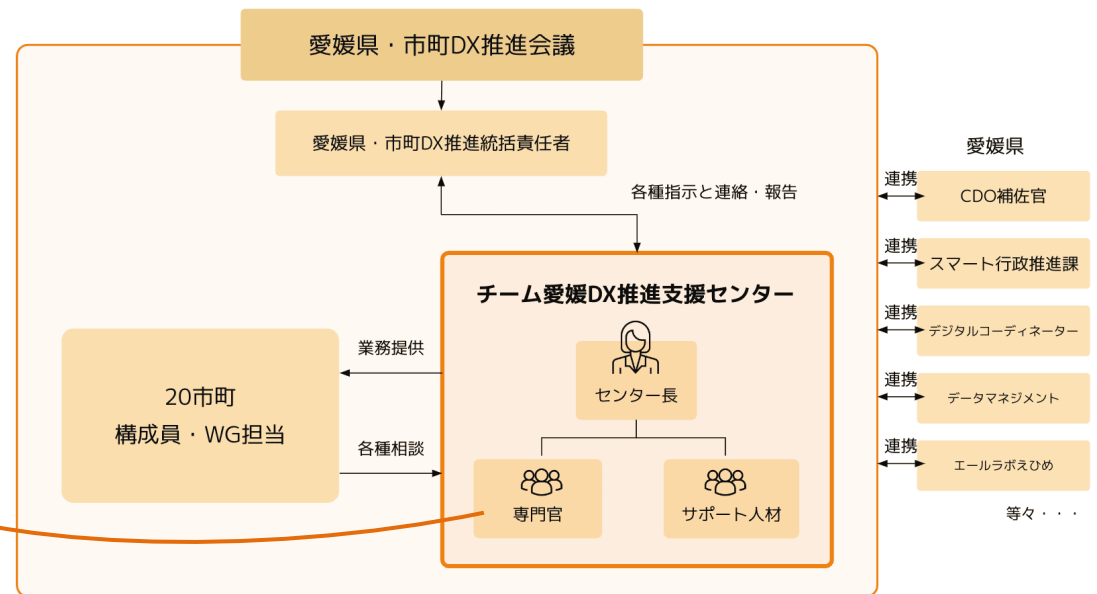
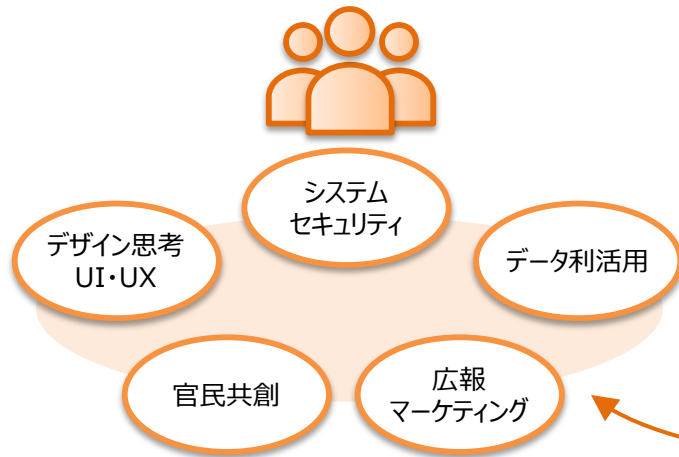


- ▶ 高度デジタル人材を確保し、県と市町でシェアする仕組みを構築することで、各市町の人的・財政的負担を抑えながら、質の高いDXを広域的に実現することを目指す

事業の概要

- デジタル人材は全国的にも限られ、県内全ての市町が個別に確保することは困難であることを踏まえ、「愛媛県・市町DX推進会議」（※体制編を参照）にて、確保した人材を県と市町でシェアする仕組みを構築。
- 高度デジタル人材を確保するだけでなく、多種多様なコミュニケーションの動線と連絡・調整を効率的かつ効果的に運用するため、「チーム愛媛DX推進支援センター」を設置・運営。

愛媛県・市町DX推進専門官の配置



【参考情報】 愛媛県人口：134.2万人

関連URL：愛媛県・市町DX推進会議公式note (<https://ehime-pref.note.jp/>)

愛媛県・市町DX協働宣言について (<https://www.pref.ehime.jp/h12110/h12110.html>)

デジタル技術を主体的に活用できるDX推進チャレンジャーを育成 <滋賀県>



- 担当職員が業務効率化や行政サービス向上の取組を自律的に推進できる体制づくりに向けて、デジタル技術を主体的に活用できる職員（DX推進チャレンジャー）を育成

事業の概要

- 全庁において、それぞれの所管分野の業務をよく知る担当職員が、業務効率化や行政サービス向上の取組を自律的に推進できる体制づくりを目指し、デジタル技術を主体的に活用できる「DX推進チャレンジャー」を育成。
- 令和4年度から令和6年度までの3年間で、一般行政部門等の職員の10%～15%にあたる450人のDX推進チャレンジャーの育成し、庁内のDXを強力に推進。

ポイント

- ・**全職員**がDXの基本的な知識を有し、基本的なICTツールを使いこなす
- ・デジタル技術の主体的な活用ができる**DX推進チャレンジャー**を育成
- ・**情報担当職員等**は、より専門的な立場から各所属のDXの推進を支援

研修計画

- ・階層別マインドセット研修（幹部、管理職、情報担当職員等、一般職員）
- ・DX推進チャレンジャー研修（実習形式中心）
- ・情報担当職員等向け外部専門研修

人材育成の方向性

- (1) 多岐にわたる県の業務において、DXを進めていくため、業務をよく知る担当職員が業務効率化や行政サービス向上の取組を自律的に推進できる体制づくりをめざす。
- (2) それぞれの部署に適したDXや働き方改革を推進するため、デジタル技術を主体的に活用できるDX推進チャレンジャーを育成する。

目指すべき姿

令和4年度から令和6年度までの3年間で、一般行政部門等の職員の10%～15%にあたる**450人のDX推進チャレンジャー**を育成し、庁内におけるDXを強力に進めていく。

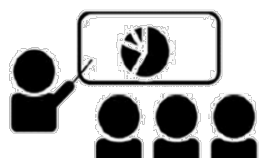
【現状と課題】

- ・デジタル人材がシステム部門に偏在
- ・庁内のデジタル人材の不足



【目指すべき姿】(令和6年度)

- ・全所属にデジタル人材が存在
- ・庁内のDX推進体制を構築



【目標】内製化したシステム数 100件 (マクロを含む)

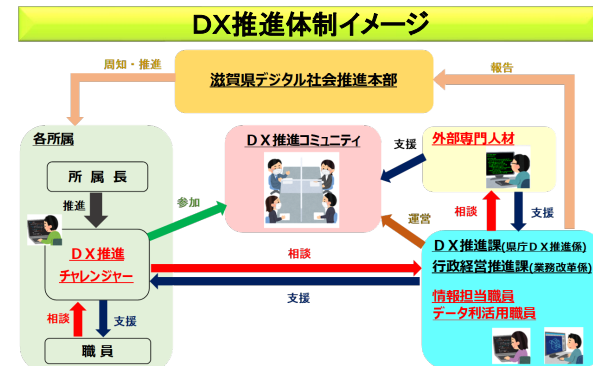
DX推進体制

◆外部専門人材の活用

高度な専門性を有する分野等（RPA、ローコードツール等）については、外部専門人材を活用し、各所属の課題に対する支援体制を構築する。

◆DX推進コミュニティの設置

DX推進チャレンジャーと情報担当職員等が集まるコミュニティ
 ・定期的な勉強会の開催 ・業務改革等の好事例の横展開



デジタル行政推進リーダー育成と全職員への研修も実施 <石川県金沢市>

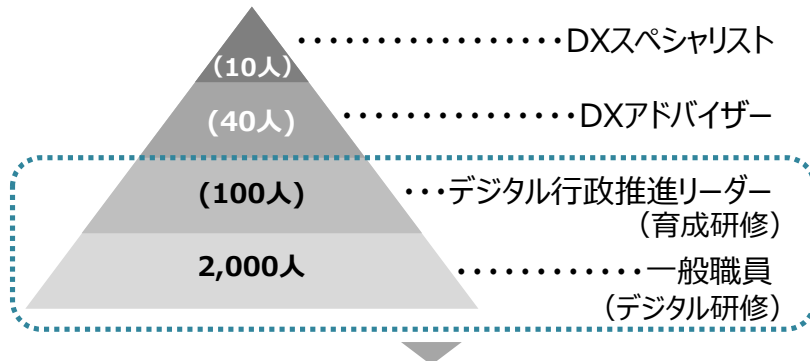


- 全職員の情報リテラシーを高めるための管理職を含む全職員への研修の実施に加え、デジタル化の中心となるリーダー職員を育成し、デジタル技術の活用を全庁に広める

事業の概要

- 令和3年より、管理職を含むすべての一般事務職員約2,000人にデジタル研修を実施。
- 令和3年5月より、デジタル化推進の中心となる職員（30代の職員20名が対象）の育成を開始。今後「デジタル行政推進リーダー」を計100人育成し、約100ある全課への配置を目指す。

<育成体制のイメージ> ※かっこ内は将来数

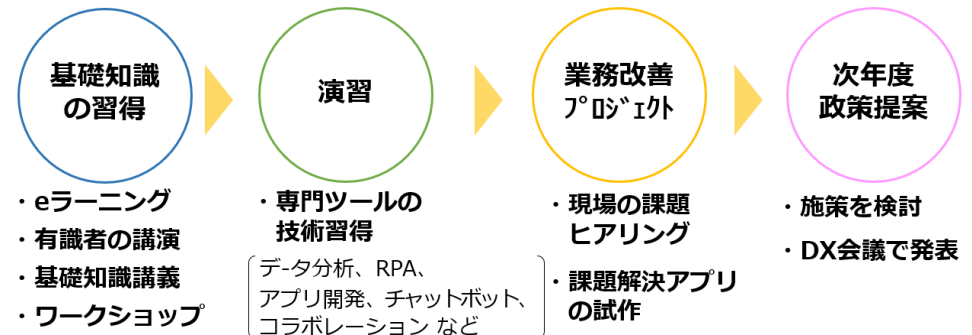


<令和4年度の具体的な取組> (別紙参考資料参照)

デジタル行政推進リーダーの育成	拡充
全職員向けデジタル基礎研修	拡充
管理職向けデジタル研修	実施
ICTリテラシー向上のための研修	拡充
職員のSNSを活用した広報発信力向上研修	実施

<デジタル行政推進リーダー育成研修>

対象者：概ね30代の職員、前向きに業務改善に取り組む意欲があること
 期間：5月～11月（約200時間）
 受講者：20名（平均年齢33歳、男性8人・女性12人）※令和4年



デジタルツールの習得や知識の獲得だけでなく、
 市民目線での課題発見や解決に向けた
 「サービスデザイン思考」の習得に主眼を置いたプログラム

DX推進員等に加え変革プロジェクトやデジタル人材認定制度の創設 <栃木県真岡市>

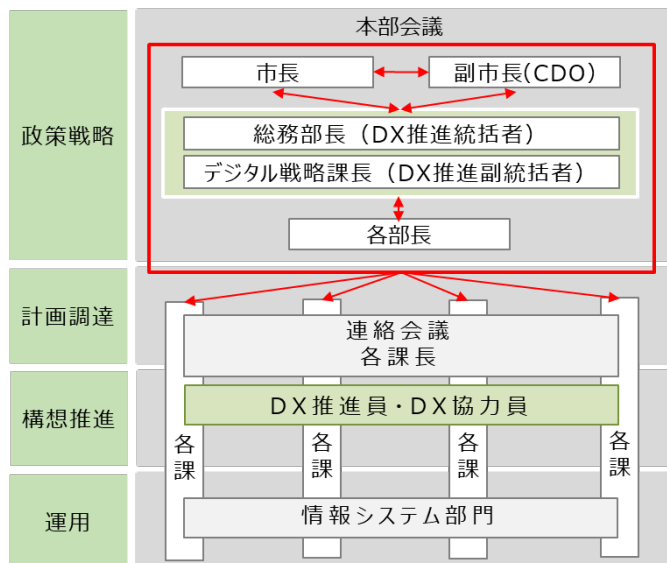


- 庁内全課で係長級から専任した「DX推進員」等により全庁的な意識改革を実施。
- 希望者による「自主的な業務改善組織への変革プロジェクト」の実施やデジタル人材認定制度の創設によるデジタル人材の育成。

事業の概要

- DX推進員による活動と並行して「自主的な業務改善組織への変革プロジェクト」を実施。希望者（12名）によりBPR手法の勉強会や、実際の業務改革案を企画するワークショップを実施。3チームに分かれそれぞれの改革案を市長以下全職員にプレゼンを実施。
- プロジェクトに参加しBPRに取り組んだ職員を、デジタル人材に認定（令和4年度創設）。

真岡市DX推進体制



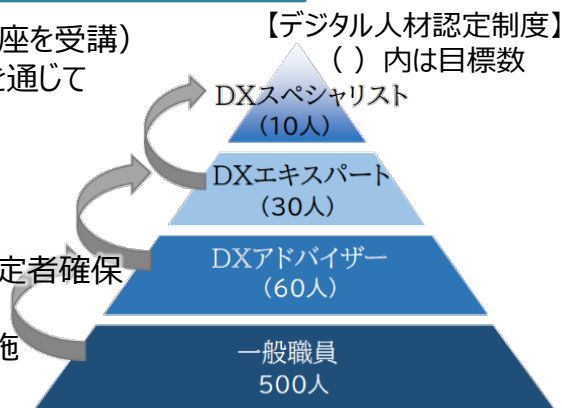
人材育成目標

- ・ 業務知識やシステムの操作・運用スキルがある。
- ・ 課題解決のスキルがある。
- ・ 日々進化するデジタル技術等を学び続ける意欲がある。
- ・ 自らの業務をよりよいものに変革していく意欲がある。
- ・ 前例にとらわれず変革による新しい価値を創出する意欲がある。

- ・ 全職員に対してDX研修を実施（動画等による講座を受講）
- ・ 実践的な業務改革研修参加者を募集し、研修を通じて業務改革案を企画・提案
- ・ 業務改革案を評価しDXアドバイザーとして認定

To be(あるべき姿)

- ・ デジタル人材のための研修を開催し、目標数の認定者確保
- ・ 全職員がデジタル基礎研修の受講
- ・ ICTスキルの習得を目的とした研修(年2回)の実施
- ・ 幹部、全職員を対象としたセキュリティ研修の実施

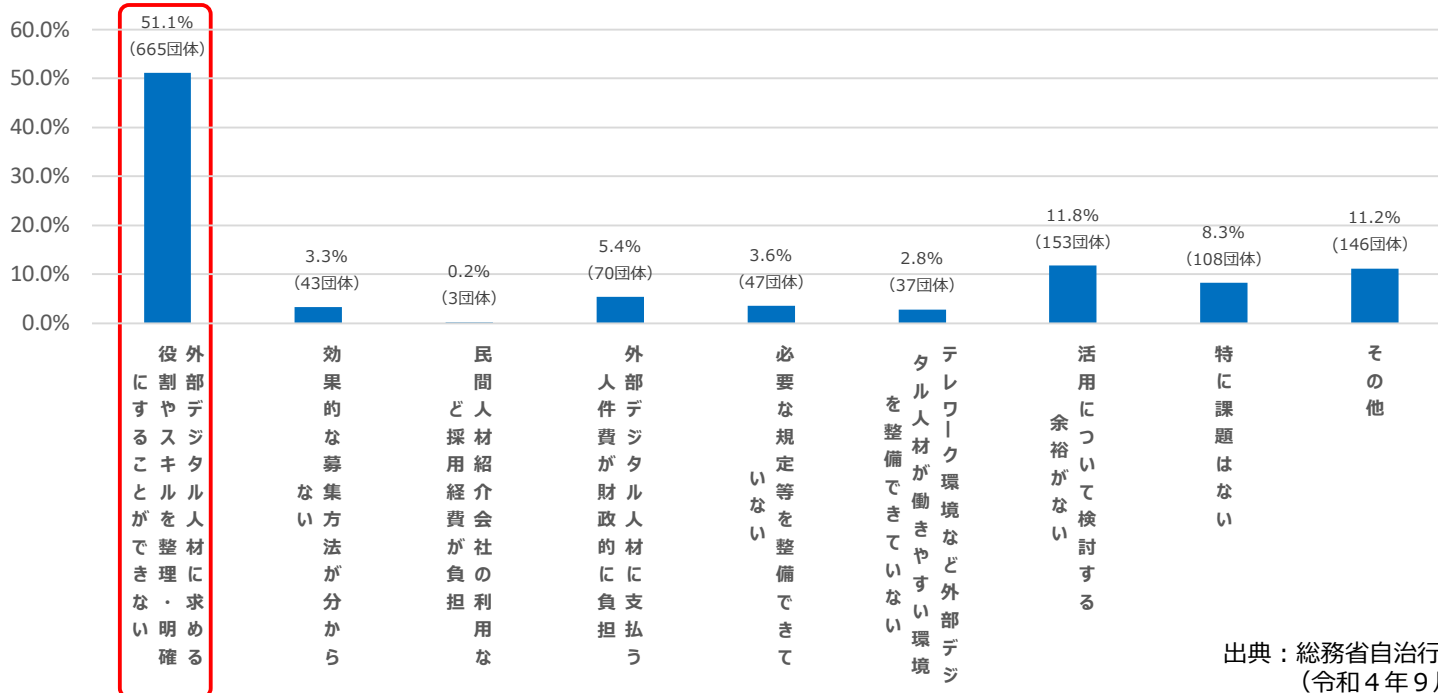


地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成

検討の視点

- 日本全体で官民間問わずデジタル人材が不足し、都市部に偏在する傾向がある中で、全国どこであっても効果的かつ効率的に、デジタル人材の確保・育成をする必要があるのではないか。
- 特に、次に掲げる取組が必要とされているのではないか。
 - ① 高度専門人材について、都道府県等がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援すること
 - ② 都道府県・市町村を問わず、各地方公共団体でDXの中核を担う職員を指定し、DX推進リーダーとして集中的に育成する取組を進めること
 - ③ 研修機関等の研修を充実化し、各地方公共団体において、職員全体のデジタルリテラシーの底上げを図ること
- 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成の動きを加速させるためには、現在取組みを進めている支援策の効果を見つつ、先行的に取組を進めている都道府県等の実情を把握しながら、デジタル人材に求められる役割やその役割を果たすために必要なスキルをさらに明確化するなど、都道府県等において実効的にデジタル人材が確保・育成できるよう、対応策を柔軟に講じていくべきではないか。

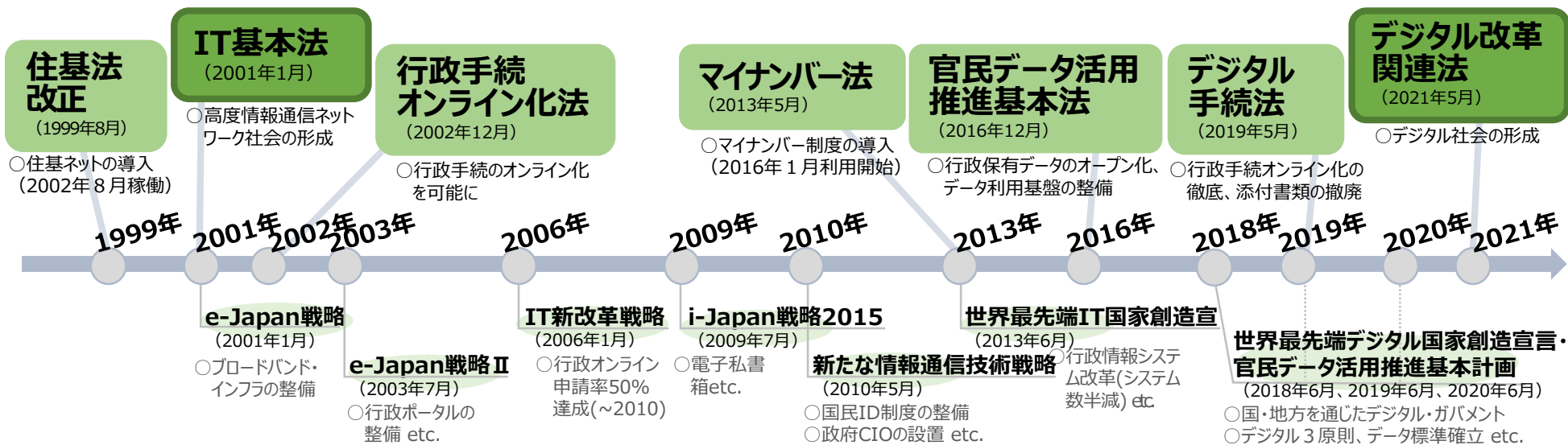
<外部デジタル人材を活用する方向で検討中又は未定の団体の課題>



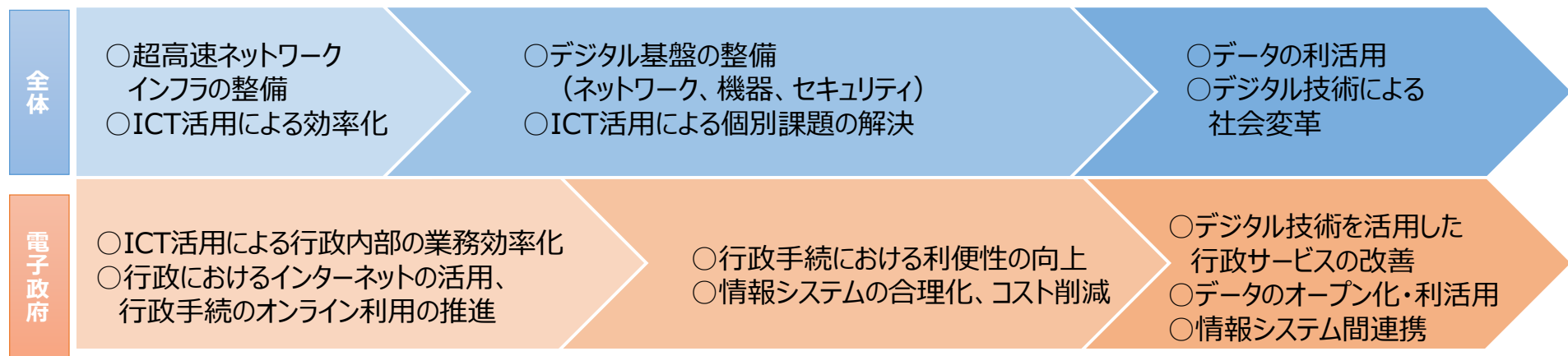
參考資料

電子政府・電子自治体からデジタル・ガバメントへ

主な法改正



政府戦略の動向



背景・潮流

- 一般家庭へのパソコン・インターネットの普及
- ICTを活用した経営情報の分析やインターネットによる宣伝・販売手法の一般化
- 光ファイバーの普及などネットワークインフラ整備の進展、スマホの登場
- GAFANAなどプラットフォーマーの隆盛、オープン化戦略の普及
- クラウド、IoT、AIなど新たな技術の普及によるICTの高度化
- ICTによる事業創造 (ビッグデータ分析)、デザイン・ユーザー指向

デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）の概要

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）を改正したもの（令和元年12月施行）

- デジタル技術を活用し、**行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図る**ため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン化実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の省略

- **行政機関間の情報連携等**によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（令和2年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン化、添付書類の省略、**情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等**

デジタルデバイドの是正

- デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

デジタル改革関連法の全体像

※令和3年5月成立

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法 ※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個情委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの**搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、地方共通の**デジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。デジタル大臣のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒ **デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在**を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒ 地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

地方行政のデジタル化に関する国の施策の立案に関する地方の意見反映の仕組みの例①

- 地方行政のデジタル化に関する国の施策の立案にあたって、国に対して、地方6団体など地方に対する意見聴取や、地方の意見反映プロセスの導入を法制度上求めている例がある。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)

第二章 基本方針

- 第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～五（略）
 - 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならない。**
 - （略）
 - 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 標準化基準等

（地方公共団体情報システムの標準化のための基準）

- 第六条 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（前条第二項第三号イからロまでに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。
- （略）
 - 所管大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

- 第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからロまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。
- （略）
 - 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

地方行政のデジタル化に関する国の施策の立案に関する地方の意見反映の仕組みの例②

【参考】地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 **標準化対象事務を定める政令の制定等に当たっては、**地方自治法に基づき、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織である**地方三団体に対し情報提供するとともに、意見聴取するほか、有識者からも意見を聴くなど、地方公共団体の意見を最大限尊重すること。**
- 二 地方公共団体の利用する情報システムは、地方公共団体が構築することが基本であり、その整備・管理の方針についても地方公共団体が策定すべきものであることに鑑み、**国による基本方針の策定に当たっては、地方三団体に加え、その他の地方関係団体等とも十分な調整を行った上で、地方公共団体の実情に即したものとすること。**
- 三 (略)
- 四 **標準化基準の策定・変更にあたっては、全ての地方公共団体や関係事業者の意見を丁寧に聴取するとともに、**情報システムの運用実態を踏まえたものとなるよう、標準化対象事務に従事している職員及び情報システムを担っている職員等の意見を聴取するなど、関係者の幅広い意見を十分に反映したものとすること。また、標準化基準の検討状況について、逐次公表すること。
- 五～十五 (略)

デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)

(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)

- 第三十七条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一～十五 (略)
 - 3 (略)
 - 4 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 5 **内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かなければならない。**
 - 6・7 (略)
 - 8 第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。

地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に係る規定

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）

（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用）

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

（参考）

○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）

（国及び地方公共団体の情報システムの共同化等）

第二十九条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進（全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備を含む。）、個人番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

○官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 略

2～3 略

4 この法律において「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。

○地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月）（抄）

4.3.1 ガバメントクラウドの位置付け

○ ガバメントクラウドは、デジタル庁が調達するものであって、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス及びこれに関連するサービス（以下「クラウドサービス等」という。）である。

○ 地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされている。地方公共団体は、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきであるが、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。

○ 本章におけるガバメントクラウドに係る記述は、地方公共団体がガバメントクラウドを利用する場合における基本的事項であり、詳細については、デジタル庁が別途定める。ただし、地方公共団体の利用に当たって影響を及ぼす事項については、総務省と協議するものとする。また、個人情報の取扱いに影響を及ぼす事項については、個人情報保護委員会と協議するものとする。

セキュリティポリシーに関する規定

○サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号・抄）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進）

第14条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○デジタル庁設置法（令和3年法律第36号・抄）

（所掌事務）

第4条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なもの実施の推進に関するものを除く。）。

三 前二号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四（略）

十五 国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること。

十六～二十三（略）

○情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）（抄）

2. 地方公共団体の情報システムに関するサイバーセキュリティ対策

地方公共団体は、情報システムの整備・運用に当たっては、サイバーセキュリティ戦略本部が作成している「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえて総務省が作成する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考にしながら、セキュリティ対策に万全を期するものとする。